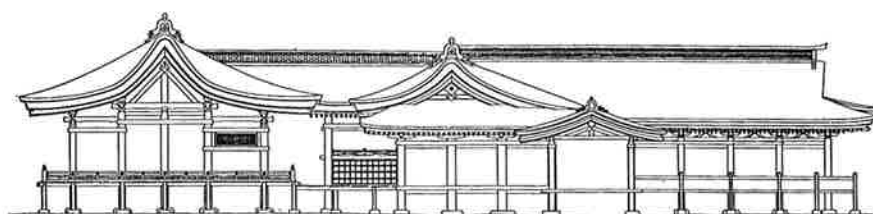


日本イコモス国内委員会

JAPAN ICOMOS INFORMATION

第4期 第5号 1999年3月5日 発行



目 次

改定される本部納入会費をめぐって	石井 昭	1
ICOMOS 国内委員会・会員数・本部納入会費一覧	SECRETARIAT	2
1998年次第5回理事会(拡大理事会)報告	渡辺保弘・他	4
日本イコモス国内委員会1998年次総会	渡辺保弘・他	6
I. 報告事項		6-9
II. 審議事項		10-16
III. 協議事項		17-20
研究会「文化遺産憲章を考える」	稲葉信子	21
ICOMOS ADVISORY COMMITTEE (1998) 報告	石井 昭	23
文化観光国際専門委員会の近況	石井 昭	25
INTERNATIONAL CULTURAL TOURISM CHARTER (FINAL DRAFT)	COMMITTEE	26
海外文化遺産の調査と保存に関する円卓会議	岡田保良・山田幸正	32
事務局日誌(1998/12/1~1999/1/31)	事務局	34
お知らせ - 4件	山田幸正・他	35

JAPANESE NATIONAL COMMITTEE

ICOMOS

INTERNATIONAL COUNCIL ON MONUMENTS AND SITES/国際記念物遺跡会議

表紙 : 巖島神社
COVER : Itsukushima-jinja

改定される本部納入会費をめぐって

石井 昭

ICOMOSの会員は、各自が所属する国内委員会 (NATIONAL COMMITTEE) を通して、パリにある本部 (INTERNATIONAL SECRETARIAT) へ、毎年、一定の会費 (MEMBERSHIP FEE) を納入しなければなりません。従来、その額 (単価) は個人会員 (INDIVIDUAL MEMBER) の場合 145 仏フラン (1 US\$ = 5 FF で換算した当時の 29 US\$)、団体会員 (INSTITUTIONAL MEMBER) の場合 1,050 仏フラン (同じく 210 US\$) でしたが、本年 (1999年) から、これが次のように改定されます。

個人会費 = ①低所得国 110 FF ②中所得国 165 FF ③高所得国 220 FF
1US\$ = 5.5FFで換算: (20 US\$) (30 US\$) (40 US\$)

団体会費 = 一律 1,050 FF (1US\$ = 5.5FFで換算すれば約 190 US\$)

今回の改定は、むしろ「値上げ」を含んではいますが、それだけを意図したものではありません。個人会費を国情 (主として所得水準と外貨事情) に即して3種のカテゴリーに分けたうえで、①低所得国については減額、②中所得国についてはほぼ据え置き、③高所得国についてのみ増額、といった措置をとり、これによって、ユネスコなど多くの国際機関で現に実施されているような「差別化による公平化」を図った点に、最大の特色があると言えましょう。ちなみに団体会費は従来の額で据え置かれています。

こうした新方式が執行部 (財務部長 Jan JESSURUN 氏) から諮問委員会に提案されたのは一昨年11月のラバト会議、正式に審議・採択されたのは昨年9月のストックホルム会議においてです。席上、執行部各位が行なった説明では、この改定により「若干の増収」と「滞納の解消」とが期待できるとのことでした。いったい、どの程度の増収が望めるのでしょうか。次ページ以下に載せた「一覧表」をご覧ください。ICOMOS資料の常で、この表にも誤記が散見されるのは残念ですが、精度にこだわらず、カテゴリー①②③に属する個人会員数をそれぞれ 645名、1,448名、3,499名、全・団体会員数を 231件であると想定して試算しますと、本部会費の総額は、改定前で 1,053,390 FF (約 2,300 万円)、改定後で 1,322,200 FF (約 2,900 万円) となり、約 26% の増収が見込まれます。

問題はむしろ「滞納の解消」ではないでしょうか。聞くところによれば、昨今、一部の国々では会費の徴収がままならないばかりか、脱退によって会員数の減少さえ生じている模様です。しかも、その背景には、経済事情もさることながら、ICOMOS本部のサービスに対する不満や失望があると伝えられていますので、事態は楽観を許しません。

..... 幹部会、執行委員会、諮問委員会、国際専門分科委員会、等から出る適切な情報が ICOMOS NEWS によって世界中の個々の会員に直接的に伝達されるべきである。会員の多くが..... 納入会費を予約購読料とみなしているかもしれないことを、執行部は忘れないでほしい。ICOMOS NEWS の改善がなければ、会費の徴収はますます困難になるであろう。

上記は他ならぬ我が日本イコモスからの提言であり、正確に言えば、昨年7月、執行部内の作業グループのもとで ICOMOS STRATEGIC PLAN 1999-2002 (次期戦略計画) が立案されつつあった時、その要請に応えるため、私自身が拡大理事会での協議結果を踏まえて書き送った提案書の一節です。この主張は間違っていなかったと思います。

日本イコモスの場合、会費は年額 10,000 円で、その約半分 (220 FF = 約 4,800 円) をパリの本部へ納入しなければなりません。先の年次総会で予算が成立した本年次はともかく、来年次以降、いったい財政運営をどうしたらよいのでしょうか。

I COMOS · 国内委員会 · 会員数 · 本部納入会費額 · 一覧表

NB. DE PAYS	CATEGORIES	PAYS	INDIV. MEMBERS	INSTIT. MEMBERS	TOTAL FEES IN F F
1	1	ALBANIE			0
2	1	ANGOLA			0
3	1	ARMENIE			0
4	1	AZERBAIDJAN			0
5	1	BANGLADESH			0
6	1	BENIN	7		770
7	1	BOLIVIE	14		1 540
8	1	BULGARIE	80	6	15 100
9	1	BURKINA FASSO	29		3 190
10	1	CAMEROUN	3		330
11	1	COSTA RICA	20		2 200
12	1	COTE D'IVOIRE	8		880
13	1	CUBA	12		1 320
14	1	ETHIOPIE	6		660
15	1	GABON	4		440
16	1	GHANA	12		1 320
17	1	GUATEMALA	29		3 190
18	1	HAITI	13		1 430
19	1	HONDURAS	10		1 100
20	1	JAMAIQUE	14		1 540
21	1	JORDANIE	6		660
22	1	LIBAN	8		880
23	1	MACEDOINE	124		20 460
24	1	MALAWI	7		770
25	1	MALI	15		1 650
26	1	MAURITANIE	13		1 430
27	1	NICARAGUA	6		660
28	1	PANAMA	18		1 980
29	1	PARAGUAY	8		880
30	1	REP. DEM. DU CONGO			0
31	1	REP. DOMINICAINE	36		3 960
32	1	SALVADOR			0
33	1	SENEGAL	15		1 650
34	1	SRI LANKA	14		1 540
35	1	TANZANIE	12		1 320
36	1	UKRAINE	49		5 390
37	1	ZAMBIE	18	1	3 030
38	1	ZIMBABWE	35	1	4 900
		TOTAL CATEGORIE 1	645	8	86 170
39	2	AFRIQUE DU SUD	35	2	7 875
40	2	ALGERIE	11		1 815
41	2	ARGENTINE	87		14 355
42	2	CHILI	25		4 125
43	2	CHINE	6		990
44	2	CHYPRE	14		2 310
45	2	COLOMBIE	18		2 970
46	2	CROATIE	21		3 465
47	2	EGYPTE	24		3 960
48	2	EQUATEUR	7		1 155
49	2	ESTONIE	13		2 145
50	2	FINLANDE	138	2	24 870
51	2	GEORGIE	9		1 485
52	2	GRECE	131		21 615
53	2	HONGRIE	214	46	83 610
54	2	INDE	13		2 145
55	2	INDONESIE	7		1 155
56	2	IRAN	6		990
57	2	ISRAEL	37		6 105

NB. DE PAYS	CATEGORIES	PAYS	INDIV. MEMBERS	INSTIT. MEMBERS	TOTAL FEES IN F F
58	2	LETTONIE	10	1	2 700
59	2	LITHUANIE	33		5 445
60	2	MALTE	8		1 320
61	2	MAROC	28	1	5 670
62	2	NLLE. ZELANDE	62	2	12 330
63	2	PAKISTAN	14		2 310
64	2	PEROU	13		2 145
65	2	PHILIPPINES	5		825
66	2	POLOGNE	110	6	24 450
67	2	REP. TCHEQUE	15		2 475
68	2	REP. DE COREE			0
69	2	ROUMANIE	6		990
70	2	RUSSIE	107		17 655
71	2	SLOVAQUIE	18		2 970
72	2	SLOVENIE	69		11 385
73	2	THAILANDE	12	1	3 030
74	2	TUNISIE	21		3 465
75	2	TURQUIE	75		12 375
76	2	URUGUAY	10		1 650
77	2	VENEZUELA	16		2 640
TOTAL CATEGORIE 2			1 448	61	302 970
78	3	ALLEMAGNE	149	4	36 980
79	3	AUSTRALIE	207	15	61 290
80	3	AUTRICHE	70		11 550
81	3	BELGIQUE	213	12	47 745
82	3	BRESIL	146	8	40 520
83	3	CANADA	191	5	47 270
84	3	DANEMARK	64	1	11 610
85	3	ESPAGNE	110		24 200
86	3	FRANCE	561	37	162 270
87	3	IRLANDE	27		4 455
88	3	ITALIE	137		30 140
89	3	JAPON	150		33 000
90	3	LUXEMBOURG	103	4	21 195
91	3	MEXIQUE	136		22 440
92	3	NORVEGE	116	15	34 890
93	3	PAYS-BAS	92	12	32 840
94	3	PORTUGAL	64	8	18 960
95	3	ROYAUME-UNI	225	7	56 850
96	3	SUEDE	97	12	33 940
97	3	SUISSE	152	7	40 790
98	3	USA	489	15	123 330
TOTAL CATEGORIE 3			3 499	162	896 265
TOTAL GENERAL			5 592	231	1 285 405

ICOMOS 国内委員会

国情別 3 区分 国名 個人会員数 団体会員数 本部納入会費額

個人会費： (1) 110 FF (2) 165 FF (3) 220 FF

団体会費： 一律 1,050 FF

(1 US\$ = 5.5 FF)

1998年次第5回理事会（拡大理事会）報告

1998年次第5回理事会（拡大理事会）が、去る12月12日（土曜日）、年次総会に先立って、午前11時より12時30分まで、東京・神田の学士会館で開催された。出席者は委員長：石井 昭、理事：稲葉信子、黄玉保良、玉原幸夫、日高健一郎、藤本 強、宮本俊二郎、宗田好史、山田幸正、渡辺保弘、小委員会主査：益田兼房、羽生修二、監事：山田幸正、石井 昭、木原啓吉、事務局員：我妻綾子（陪席）の各氏であった。

〔報告事項〕

次の2件について石井委員長より報告された。

1) ユネスコ世界遺産委員会第22回会議

標記の会議が98年11月30日（月）から12月5日（土）まで国立京都国際会議場で開催され、ICOMOS代表団に石井 昭・西村幸夫、日本政府代表団に稲葉信子・益田兼房・本中 眞の各氏が参加した。この会議で「古都奈良の文化財」の世界遺産登録が正式に決定されたことは周知の通りである。会期中、審議スケジュールに若干の余裕が見込まれた12月4日午後、日本イコモス会員有志（関西在住の宗田好史・上野邦一両理事を含む）が、海外からの ICOMOS 会員を主とする十数名の出席者を清水寺の修理工事現場や祇園などに案内し、親交を深めた。

2) 世界遺産1999年登録候補「日光の社寺」の審査

京都會議終了直後の12月6～7日、ICOMOS 本部事務局長 Jean Louis LUXEN 氏と中国 ICOMOS 事務局長 GUO Zhan 氏が日光を訪れ、日本側関係者の案内で実地を視察した。現在のところ、特段の問題点は指摘されていない。他の国々から申請されている諸案件とともに、審査報告は99年3月を目途に ICOMOS 本部において作成される。

〔審議事項〕

1) 新規入会者および退会者の承認

下記3名の入会希望について、石井委員長ならびに益田第1小委員会主査から説明があり、審議の結果、入会を承認した。

氏名	現職	推薦者
朴 永周	(有) 第一構造代表取締役	矢野和之・苅谷勇雅
中田英史	(学) 文化財保存計画協会主任研究員	田中哲雄・本中 眞
友田正彦	(学) 文化財保存計画協会研究員	矢野和之・益田兼房

2) 会計報告

98年次会計報告（97/12/11～98/12/07）が宮本会計担当理事によって行われ、了承した。

3) 会計監査報告

98年次会計監査が石澤、木原両監事によって事前に行われ、その結果につき木原監事より適正との報告があった。

4) US/ICOMOS INTERNATIONAL SUMMER INTERN PROGRAM 1999 参加者の募集・選考・推薦

US/ICOMOS 事務局長から99年次のインターンプログラムについて案内が届いたので、

INFORMATION誌第5号(12月2日発行)に添えて全会員に通知し、現在、希望者を募っている旨、石井委員長から報告があった。国内委員会としては、99年1月10日をもって公募を締め切り、応募者3名以上の場合は直ちに選考を行う。選考担当は、稲葉、前野、渡辺の3理事とする。US/ICOMOSへは規定通り1名ないし2名を2月1日までに委員長名で推薦する。

5) 国際専門委員会 ISCARSAH 作成の<PRINCIPLES>草案に対する意見書の提出

International Scientific Committee on Analysis and Restoration of Structures in Architectural Heritage (構造補強国際専門委員会)より、同専門委員会の作成した<PRINCIPLES>草案が98年12月11日に国内委員会に届き、98年12月31日までに草案に対する意見書を提出するよう求めてきた旨、日高理事から報告があった。提出期日に余裕がないので、委員長より以下の提案があり、異議なく承認された。

1. 国内委員会各位に意見を求めることは例外的に断念することとする。
2. 意見書の検討は同分野の担当部会である第3小委員会(日高主査)に一任し、その結論をもって国内委員会の意見とし、石井委員長の書面を添えて提出する。
3. 草案の内容・検討の経緯は JAPAN ICOMOS INFORMATION に後日報告する。

6) JAPAN ICOMOS INFORMATION 第5号の発行

本号の編集方針について広報担当・山田理事ほかの関係者から説明があり、了承した。

7) 当面の事業計画

1. 研究会・講演会

- ①「海外における文化遺産の調査と保存に関する円卓会議」を建築学会建築歴史・意匠委員会と共催で2月5日に開催する予定。企画者：岡田保良理事。
- ②98年11月7日に開催した研究会「近・現代建築の保存について考える」の第2回を開催する。期日としては3～4月中を予定。企画者：田原幸夫理事。

2. 憲章等研究会報告書の刊行

公益信託大成建設自然歴史環境基金の助成事業である「海外の文化遺産の保存に関する憲章等の研究と日本での憲章作成の検討」の成果として、海外の憲章等の翻訳を中心とする研究報告書を1月に刊行する。担当者：第1小委員会・益田兼房主査。

3. 出版・講座・等の企画協力

- ①近畿日本ツーリスト出版部『世界遺産を旅する』、第11,12巻刊行予定。
- ②日本ダイナース・クラブ講座「世界遺産を巡る～フランス・ドイツ編～」(99年4月～99年9月、全9回)に講師紹介。
- ③近畿ツーリスト“丸の内倶楽部”講座「世界遺産アカデミー」開催に向けて、協力の要請を受けているので検討する。担当者：羽生修二主査。

8) 1999年第1回拡大理事会の日時

99年次第1回拡大理事会を3月13日(土曜日)午後1時より開催することとした。また、以後3ヵ月ごとに定期的に開催する方針を承認した。

9) 総会に提出する議案書の点検

98年次総会(同日午後1時開会)に提出する議案書を出席者全員で点検し、その内容を了承した。

(理事会報告 文責：渡辺保弘・石井 昭)

日本イコモス国内委員会1998年次総会

1998年12月12日(土曜日)の午後1時から5時まで東京・神田の学士会館において「日本イコモス国内委員会1998年次総会」が開催された。出席者は石井 昭、稲葉信子、上野邦一、大河直躬、大貫良夫、岡田保良、木原啓吉、河野俊行、近藤公夫、杉尾邦江、K. ストレベイコ、高瀬静昭、田原幸夫、田畑貞寿、西村幸夫、羽生修二、日高健一郎、藤本 強、堀内清治、益田兼房、宮本長二郎、宗田好史、山田幸正、渡辺保弘の会員各氏と事務局員・我妻綾子氏で、他に82名の会員諸氏から委任状の提出があった。議事は(Ⅰ)報告、(Ⅱ)審議、(Ⅲ)協議の3部に分けて進められた。

I. 報告

最初に石井 昭委員長より次の通り一般報告が行なわれた。

(1) 1998年次一般報告

1. 理事会

昨年次総会の合意にもとづき、今期(1998年-2000年)の理事会は構成メンバーの範囲をやや拡大し、表決が必要な場合には規約を遵守するとの前提のもとに、理事・監事・顧問だけでなく、小委員会主査・ICOMOS本部執行委員にも参加願うこととした。便宜上、これを拡大理事会と呼ぶ。

〔会議〕 過去1年間に拡大理事会は5回の会議を開き、会務の処理に当たった。第1回1月24日、第2回4月18日、第3回7月11日、第4回10月24日、第5回12月12日である。第1～4回の議事についてはすでに JAPAN ICOMOS INFORMATION 誌の第4期第1～4号にそれぞれ報告が掲載されている。

2. 会員

本年々初に行なった手続きによって、現在、ICOMOS本部に正式に登録されている日本イコモス会員は総数 150名であり、すべて個人会員である。

〔入会・退会〕 過去1年間に理事会は9名の入会申込と1名の退会届を受理・承認した。従って1999年の本部登録会員数は 158名になる予定である。この件については本総会において承認(追認)をお願いする。

3. 国際専門分科委員会

ICOMOS傘下に、本年創設されたものを含めて、現在、総数19の国際専門分科委員会が設けられている。日本イコモスでは、昨年までに、それらの中の11専門委につき、VOTING MEMBER および/または ASSOCIATE MEMBER を送っている。

〔委員の選任〕 過去1年間に理事会は、先方から届いた要請に応える形で、新たに2専門委につき VOTING MEMBER を選任した。また、1専門委につき ASSOCIATE

MEMBER 2名を追加選任した。この件については本総会において承認（追認）をお願いする。

〔国際会議〕 本年中に開催された専門委の ANNUAL MEETING, MANAGEMENT MEETING 等のうち、日本イコモス会員が出席したのは、次に示す7件であった。

① ANALYSIS AND RESTORATION OF STRUCTURES IN ARCHITECTURAL HERITAGE（アッシージ、2月27-28日）日高健一郎氏。② 同（アトランタ、4月18-19日）日高健一郎氏・西沢英和氏。③ 同（ミュンヘン、6月2-3日）日高健一郎氏。④ WOOD（北京ほか、6月22-27日）伊藤延男氏・村上裕道氏・松本修自氏。⑤ VERNACULAR ARCHITECTURE（サントドミンゴ、8月24-26日）大河直躬氏。⑥ HISTORIC TOWNS AND VILLAGES（ストックホルム、9月16-18日）宗田好史氏。⑦ CULTURAL TOURISM（レーロス、9月17-18日）石井 昭氏。

4. 小委員会

拡大理事会の決議にもとづき、本年、次のような3種の小委員会が発足した。

① 第1小委員会（文化遺産の保護に関する憲章等の研究）主査：益田兼房氏、顧問：稲垣栄三氏、全8名。② 第2小委員会（出版・講座・旅行等の企画協力）主査：羽生修二氏、全3名。③ 第3小委員会（歴史的建造物の構造補強等に関する研究）主査：日高健一郎氏、全8名。

5. 事業

過去1年間に日本イコモスが単独または共同で実施した主な事業は以下の通りであった。

〔講演会〕 ① Manolis KORRES 氏「ACROPOLIS - HISTORY AND RESTORATION」（3月14日、東京・学士会館）。

〔研究会〕 ①「歴史的木造建築物の保存と構造補強」（6月18日、京都・京大会館）講師：伊藤延男氏・村上裕道氏・日高健一郎氏。②「文化遺産の保護に関する憲章等の研究」（7月11日、東京・学士会館）講師：益田兼房氏・清水重敦氏・他。④「近・現代建築の保存について考える」（11月7日、東京・JIA会館）講師：稲葉信子氏・兼松紘一郎氏・藤岡洋保氏。⑤「文化遺産憲章を考える」（本日予定、東京・学士会館）講師：益田兼房氏・稲垣栄三氏・河野俊行氏。

〔継続研究事業〕 ①「海外の文化遺産の保存に関する憲章等の研究と日本での憲章作成の検討」= 公益信託大成建設自然歴史環境基金による1998年度助成事業。99年1月中に報告書を刊行する予定。

〔出版協力・講座協力〕 ① 近畿日本ツーリスト出版部刊「世界遺産を旅する」の記事監修（有志担当、継続中）。② 日本ユネスコ協会連盟刊「世界遺産ハンドブック」の分担執筆（有志参加、準備中）。③ 東京都江東区文化講座「世界遺産の旅-日本・東南アジア」への出講（有志担当、継続中）。

〔研修旅行〕 ①「ブルガリア ICOMOS 交流と世界遺産見学の旅」（9月24日 出発～10月4日 帰国）団長：前野まさる氏、参加：非会員を含む10名。

6. 広報

事務局の支援を得て拡大理事会が特に努力しているのは、全会員を等しく対象と

する広報活動である。研究会・講演会・等の案内はダイレクトメールで送る。総会報告・理事会（拡大理事会）報告・研究会報告・国際専門分科委員会活動報告・等の諸報告、日常の会務を記録した事務局日誌、会員の意見を徴するための資料・解説・要請などは、それぞれの当事者に執筆を依頼して JAPAN ICOMOS INFORMATION 誌に掲載するというのが原則である。

[INFORMATION 誌] 過去1年間に 第3期第12号（1月31日）、第4期第1号（3月31日）、同第2号（6月8日）、同第3号（9月7日）、同第4号（12月2日）と、計5回発行し、全会員へ郵送した。これらの各号には上述した諸記事のほか、海外協力事業などに関与しておられる会員を指名して、特別寄稿をお願いした。石沢良昭氏「上智大学アンコール遺跡国際調査団の活動」（第3期第12号）、福川裕一氏「ベトナム・ホイアンの町並み保存」（第4期第1号）、田畑貞寿氏「世界文化遺産：モエンジョダロ保全整備事業」（同第2号）、三宅理一氏「ルーマニア・プロボダ修道院の保存修復事業」（同第4号）などがその例である。

7. 組織上の課題

昨年次の総会で問題提起し、それを受けて本年次の拡大理事会で継続審議を重ねてきたのは、INFORMATION 誌上に逐次報告されている通り、「日本イコモスの組織に関する中長期的方針について」である。重複をいとわず、検討課題を設問の形で以下に示す。

- 会 員** - 会員数の増加は望ましいか。- 入会希望・推薦・入会承認のルールをどうするか。- 団体会員・維持会員（= 賛助会員）は可能か。
- 財 政** - 会費は値上げできるか。- 会費外収入を確保する望ましい方法は何か。
- 活動経費個人負担の原則は貫けるか。
- 事務局** - 2001年以降、事務局を何処に置くか。- 誰が管理運営の責任を負うか。
- 経費をどうするか。

本総会でもこれらを協議事項としているので、ご意見をお聞かせ願いたい。

8. ICOMOS 諮問委員会

1998年次の ICOMOS ADVISORY COMMITTEE MEETING は 去る9月11-12日、ストックホルムで開催され、日本イコモスから委員長（石井）が出席した。また本部執行委員の西村幸夫氏も出席された。同会議で審議された内容の一部、日本イコモスに直接関係する事項は、すでに拡大理事会で報告したので、INFORMATION 誌第4号に掲載されているが、全体にわたる報告は同誌の次号に記す予定である。

（以上 一般報告）

上記の「一般報告」に続いて、宮本長二郎理事より「1998年次会計報告」が、また木原啓吉監事より「1998年次会計監査報告」が行なわれた。

会計報告・会計監査報告 → 次頁

これら3種の報告はいずれも異議なく承認された。

(2) 日本イコモス国内委員会 1998年会計報告 (1997/12/11~1998/12/7)

1. 繰越金

普通預金 3,703,464円

2. 収入

90年~97年滞納分会費 260,000円
 98年分会費 1,170,000円
 99年分前納会費 30,000円
 普通預金利息 2,297円
 定期預金利息 45,181円
 出版企画協力等謝金 900,000円
 研究会参加費 51,000円
 合 計 2,458,478円

3. 支出

ICOMOS本部98年会費(150名) 494,485円
 会 議 費(総会・理事会等) 166,751円
 研 究 会 費 237,072円
 事 業 費 176,948円
 同 上 仮 払 金 600,000円
 通 信 費 269,240円
 印 刷 費 234,300円
 事 務 用 品 費 67,201円
 図 書 費 1,310円
 事務局人件費補助 560,000円
 合 計 2,807,307円

4. 残高

普通預金(繰越金+収入-支出) 3,354,635円

5. 基金

定期預金(イコモス研究振興基金) 12,550,000円

以上の通り報告します。

1998年12月12日

会計担当 宮本長二郎
 庶務担当 渡辺 保弘



会計監査欄

監査の結果正しいと認めます。

監事 石澤 昌昭

木原 隆吉

1998年12月12日

監事



II. 審議

(1) 入会者および退会者の承認

理事会は1998年中に下記の通り9名の入会と1名の退会を承認した（日本イコモス国内委員会規約第17条）。－敬称略。

入会者	現職	推薦者
(第2回理事会・4月18日) 稲田孝司 岡山大学文学部考古学講座教授		坪井清足・岸本雅敏
(第3回理事会・7月11日) 大貫良夫 東京大学名誉教授・リトルワールド理事 柳沢孝次 大成建設技術本部技術開発第一部部長 村上訊一 文化庁文化財保護部建造物課課長		藤本 強・石井 昭 坂本 功・日高健一郎 伊藤延男・石井 昭
(第4回理事会・10月24日) 増井正哉 奈良女子大学人間環境学科助教授 松本 健 国士館大学イラク古代文化研究所教授		岡田保良・益田兼房 岡田保良・宮本長二郎
(第5回理事会・12月12日) 朴 永周 (有)第一構造代表取締役 中田英史 (株)文化財保存計画協会主任研究員 友田正彦 (株)文化財保存計画協会研究員		矢野和之・菊谷勇雅 田中哲雄・本中 眞 矢野和之・益田兼房

退会者 理由

(第4回理事会・10月24日)
山本忠尚 1998年10月12日付書面により本人申出

1999年の年初に上記入会者および退会者の登録および抹消をICOMOS本部に申請する（規約第14条）。本件について総会の承認をお願いしたい。

→ 総会承認。

(2) 国際専門分科委員会委員の選任

理事会は1998年中に下記の通り3種の国際専門委に参加するVOTING MEMBER または ASSOCIATE MEMBER を選任した。－敬称略。

INTERNATIONAL SCIENTIFIC COMMITTEE	VOTING M.	ASSOCIATE M.
(第2回理事会・4月18日) Architectural Photogrammetry	西村 康	
(第3回理事会・7月11日) Cultural Corridors Analysis and Restoration of Structures	杉尾邦江 ―――	坂本 功・西沢英和

任期は原則として3年間。ただし、専門委ごとに規約、改選時期、等に相違があるので、今後の対応については各委員がそれぞれ検討し、必要に応じて理事会に申し出るものとする。本件について総会の承認をお願いしたい。

→ 総会承認。

(3) 1999年次活動方針

日本イコモス規約第22条の主旨に沿い、今期（1999年－2001年）の理事会では、理事全員（15名）が会務を次のように分担している。

副委員長： 藤本 強・前野まさる
会員担当： 岡田保良・近藤公夫・田中 琢
事業担当： 田原幸夫・日高健一郎・安原啓示
渉外担当： 稲葉信子
広報担当： 藤木良明・宗田好史・山田幸正
庶務担当： 渡辺保弘（＝事務局担当）・上野邦一
会計担当： 宮本長二郎

また、規約第25条の主旨に沿い、現在、理事会のもとに3種の小委員会が設けられており、各小委の主査が拡大理事会に参加している。

第1小委： 益田兼房
第2小委： 羽生修二
第3小委： 日高健一郎（＝理事）

これらの理事および主査より以下のような活動方針が示された。

1. 活動全般

（藤本 強）

1999年の活動方針は、原則的には98年度の活動方針を継続することになる。様々な課題があるが、99年はイコモス総会が10月にメキシコで開催されるのが特筆すべきものである。この総会にむけてのさまざまな課題が本年の最大のものになる。国内における問題では、何と言っても理事会で中心的な議題として論議してきたイコモス国内委員会の組織の中長期的課題がある。現在の国内委員会は、一部の組織委員会役員及び会員の過重な負担に支えられているのが偽らざる状況である。会員・財務・事務局など組織の中核になる問題について今後どのようにしていったら一部役員・会員の負担を軽減できるか、また組織委員会の活動を会員全体のものとするができるかなどを継続的に会員全体の問題として討議していくことが必要になる。99年の活動方針の詳細は、それぞれの担当者の項を参照されたいが、会員全体の意志を集約しつつ、会員全体の参加の下に活動をするようにしていくことが期待される。

2. 会員担当

（岡田保良）

①目標会員数：98年中、中長期的課題を検討する中で、適正会員数、および当面の目標数が議論された。その結果、現行数 150余を極端には上回らない割合、具体的には年間で1～2割の増加が最も望ましいとの結論に達し、これを会員数の目標とする。なお、これに沿って ICOMOS Strategic Planにおける2002年までの目標を、200名から230名までの間におくこととしている。

②会員構成：新入会員推薦に当たっては、各国際専門分科委員会に照らして手薄な分野に配慮するとともに、国際的活動に意欲にある人材の発掘につとめる。

（近藤公夫）

会員担当理事としての関心事は会員の拡大です。その前提に ICOMOS の日本国内委員会として国際的な活動を遂行するのに適正な会員規模は如何に考えるべきか、まず検討されてよい課題と考えます。

3. 事業担当

（田原幸夫）

近・現代建築関連：本年11月に「近・現代建築の保存について考える」と題した研究

会を、JIAのご協力を得て、JIAA館にて行った。このテーマは日本イコモスとしては今まであまり触れられてこなかったもののように思うが、今やユネスコ世界文化遺産にも、近現代の遺産がリストアップされる時代になり、我が国の文化財保存における大きなテーマにもなりつつある。またおりしも、国際的なモダニズム運動研究団体としてのDOCOMOMOの日本における活動がスタートしたこともあり、日本イコモスとしても引き続きシリーズでこの研究会を実施して行くことが必要であろうと考えている。

99年には前・後期、少なくとも1回づつ研究会を企画し、またJIA、建築学会などの同様の催しには積極的に参加して行くつもりである。

(日高健一郎)

・98年度に行われた研究会は、委員長を初め、事務局、担当理事の協力により、多様な主題の下、いずれも好評であった。事業担当理事としての慣れない初年度がようやく終わろうとしているが、99年度も会員諸氏および関係者の期待に応えられるよう努力したい。第1(憲章等研究)小委員会、第3(構造)小委員会の活動に関連した研究会に加え、99年度には、保存科学に関わる先端技術の適用を主題とした意見や情報交換の機会を設けたいと考えている。

・研究会開催以外の事業企画は、現状では財源の制約上無理であると思われる。ただ、事業担当理事3名の共通意見ではなく、その一人の個別意見として書かせてもらえば、例えばイタリアのフェラーラ市で2年に1回開かれる保存技術・保存関連材料の見本市に象徴されるように、欧米ではすでに建築物の保存・修復がビジネスとして定着しているの、今後産業界、特に建設業界とのある程度の結びつきは避けられないのではないかと考える。比較的自由的な立場で機動的に活動できる会員が、海外の事例と保存技術、関連品目の開発動向、関連学会・国際会議での研究成果等々を効果的に紹介し、その情報提供、判断、将来予測に対して関係企業から国内委員会への支援を求めるといった形もありうるのではないだろうか。

(安原啓示)

・本年に引き続き、遺跡の修理、整備についての研究会を進めてゆきたい。文化庁でもマニュアル作成を進めているところであり、可能な範囲で報告をしたい。

・文化的景観についても(社)日本造園学会でワーキング・グループが活動しており、ニュースに報告できればと考えている。研究会の時期や回数については未定。

4. 渉外担当

(稲葉信子)

去る11月30日から12月5日まで開催された世界遺産委員会の開催初日に、世界銀行の副総裁及びアジア開発銀行代表が、世界遺産の保護に取り組む姿勢について演説を行いました。文化遺産保護の仕事が、国内でも、また海外においても、開発や観光、環境保全の方面に拡散している今、こうした流行に引きずられることなく、しかし投入される資金で遺産が破壊されることのないよう、専門家NGOとしてイコモスが果たす役割はますます重要になってきているように思います。今後の方針作成に資するべく、日本国内はもちろん、海外の各機関との連絡を密に、情報収集につとめていきたいと考えています。

5. 広報担当

(宗田好史)

・これまで懸案であったインターネットによる広報活動に着手することを99年度の目標としたい。そのためまず、日本イコモスの「ホームページ」を立ち上げることを提案する。これまでもそのサイトをどこに置くかが検討されてきたが、今年度は当面の間利用しやすいサイトであることを優先し、カナダ・イコモス等から申し出のあったサイト提供についても、委員会のご了解を得て具体化したい。99年度はまず着手することが目標であり、ホームページの内容はできるだけ簡単なものとし、日本国内の世

界文化遺産の紹介については、各地の関連サイトへのリンクで済ませたい。

・ホームページの主な内容については、99年度の理事会で早々にご議論いただくものとするが、会員名簿、規約等、「日本イコモスのしおり」の内容に準じたものとしたい。追って、[JAPAN ICOMOS INFORMATION]の内容の掲載等を検討する。

・次に、日本イコモス委員のコミュニケーションの促進手段として、「メーリング・リスト」を開設したい。これは比較的簡単な作業であるが、できるだけ多くの会員のメールアドレスを知る必要がある。[JAPAN ICOMOS INFORMATION]の次号等を使って、アドレスを集めたい。また、インターネットを利用しない会員が少なからぬことを考慮すると、メーリングリストは、当面実験的な使用に限定し、従来の通信手段はそのまま継続することが必要である。実験的な試用とは、委員会のメーリングリストを拡大理事会の範囲に限定すること、その後、電子メール利用会員全員に広げることが可能か検討することでもある。将来的にも、この二つのメーリングリストは必要であると考えられる。

(山田幸正)

従来通り、主に [JAPAN ICOMOS INFORMATION] の編集・発行を通じて、イコモスを中心とする文化遺産保存の活動に関する様々な情報を会員の方々に提供し、国内委員会の活動がさらに一層、活性化することに寄与したい。理事会での報告や議論を速報するという役割はとくに重要であり、また定期的に発行していくということからも、発行は理事会開催に合わせて行い、年4回程度とする。新たに設置された小委員会などを中心とした研究会や講演会などが頻繁に開催されるようになり、その告知や報告などもできるだけタイムリーに掲載していきたい。また、国際交流の活発化にともない、文化遺産関連の国際会議に参加されたり、海外で実際に保存修復に携わったりする会員も急増しているので、そうしたホットな経験や話題をより多く伝えていきたい。ただ、現状における「各号30ページ程度」という紙面のボリュームは、「手作業」に頼っている編集では、紙面の体裁も含めて、これが限界であり、何らかの改善策が必要かもしれない。

6. 庶務担当

(渡辺保弘)

①財政上の問題：99年次より本部 ICOMOS への送金会費が、1人あたり現行の145FF（約3,200円）から40US\$（約4,800円）へと値上げされる。国内委員会の1人当たりの会費の約50%を本部に送金し、残る50%で国内委員会の活動を運営しなければならない事になる。更には毎年会費未納者が20%余り発生するので、実質的には国内委員会の運営資金は1人あたりの会費の40%程度となる。従って、会員各位にこの現状と会費の支出内訳を詳細に説明し、適切な会費の設定が急務かと思われる。少なくとも来年次からの本部会費の値上分に見合った値上げが必要ではないか。また、本部の会費値上げに対して、本部 ICOMOS NEWS定期発行を要求すべきかと考える。

②海外渡航費援助の問題：基金の利子が過去の60万円代から今年では4万円程度に下がってしまっている。国際会議に出席される方々には、ボランティアとは云えども何らかの渡航費補助を考えるべきではないか。

・以上の2点を取り上げるだけでも、国内委員会の活動を考える上で、常に財源を会費外に求める活動を考慮する必要があると考える。

7. 会計担当

(宮本長二郎)

日本イコモスの財政運営は、これまでのところ石井委員長はじめ各委員と事務局の努力により、いちおう健全であると云えるが、これは国内外委員会等の旅費の自己負担を各委員に強い、事務局経費を切り詰めるなどギリギリの運営の結果である。来年度には、ICOMOS本部への納入金値上げや、メキシコ大会への派遣費用補助など、本年度を上回る出費が予定され、加えて会費滞納や基金利子の減少があり、厳しい財政運営

が予想される。このような財政状況を改善するために、出版物や講演等への会員の協力による収入増が見込まれるが、海外出張への補助や懸案の対外交流事業への出費資金には程遠い現状である。その改善策としては、大幅な会員増、大口寄付金、文化財関係基金等の援助獲得に向けてなお一層の努力が必要である。経済不況下の現状において、しばらくは会員のボランティア活動に頼らざるを得ない状況が続くかも知れないが、会員諸氏の英知を集めてより健全かつ活発な活動が行えるよう努力したい。

8. 第1小委員会

(益田兼房)

1. 今年の報告：今年から活動を開始した第1小委員会（憲章等研究小委員会）は、大成建設基金の支援を受けて順調に活動を行うことができた。4月18日の拡大理事会をうけて、稲垣栄三顧問のもと主査を含めて7名の委員と、翻訳実務等にご協力いただく会員外の若手の協力委員の選定をし、翻訳対象資料の収集と配布、翻訳の分担を決めて、6月6日、最初の会合を行った。翻訳上の課題や、日本の国内憲章作成を考えたときの留意点等について検討した。次いで、7月11日に小委員会を兼ねての研究会を開催し、30名を越える参加者を得た。憲章の翻訳作業は、翻訳素案作成、別の委員による翻訳素案校正と検討を経て原案を作成することとし、8月1日・2日に連続して終日行った。この後、10月24日夕方に小委員会を開催して海外憲章の分析や日本の文化遺産憲章の枠組み等を検討した。12月の総会の後の研究会を経て、99年1月には翻訳を中心とする資料集を刊行して、基金に成果を提出の予定である。
2. 来年の計画：今年の成果を基礎として、海外憲章等の成立背景等の考察を通じての全体の枠組みのあり方を検討する一方、日本の国内の保存修理等の歴史と現状の分析、解体修理や復原など主要な事項についての考え方を明晰化する等の作業が必要と見られる。一般的には憲章や指針等の文書の作成には、検討の方法や計か自体に意義があるとの考え方もあり、本来は時間をかけた取り組みが望まれる。しかし最近の情報からは、中国イコモスが本格的な憲章と指針の検討を始めており、韓国が昨年末に政府として文化遺産憲章を制定するなど、アジアでの憲章検討の気運が高まっており、これらの動向を視野に入れての判断も必要となろう。引き続き、委員会各位と会員諸氏のご協力をお願いしたい。

9. 第2小委員会

(羽生修二)

1. 本年度の事業報告：
 - ①「出版協力」
 - 1) 近畿日本ツーリスト出版部『世界の遺産を旅する』の監修者紹介。第10号が進行中
 - 2) (社)日本ユネスコ協会連盟編集による『世界遺産ハンドブック』原稿執筆者の紹介
 - ②「市民講座協力」
 - 1) 江東区文化センター教養講座「世界遺産を旅する～日本・アジア編～」(1998年12月より1999年3月10日まで全10回)の講師紹介。本年12月9日よりすでに開始
2. 来年度の事業計画：
 - ①「出版協力」
 - 1) 近畿日本ツーリスト出版部『世界遺産を旅する』の監修者紹介。第11,12巻刊行予定
 - ②「市民講座協力」
 - 1) 日本ダイナース・クラブ講座「世界遺産を巡る～フランス・ドイツ編～」(1999年4月より1999年9月21日までの全9回)の講師紹介
 - 2) 近畿日本ツーリスト“丸の内倶楽部”講座「世界遺産アカデミー」開催に向けて、協力の要請を受けている。この件に関しては、今年次総会において審議していた

だきたいと思います。

10. 第3小委員会

(日高健一郎)

本小委員会は98年夏に新たに設置され、これまで8月(東京)および11月(京都)で会議を行っている。「歴史的建築物の構造に関する解析と修復のためのイコモス専門委員会」(ISCARSAH)で作成中の『歴史的建築物の構造補強に関する推奨指針』に国内の事情、状況を反映させるべく組織された委員会であり、ISCARSAH委員長(イタリア)および事務局(ベルギー)との連絡を取りつつ、活動してきた。現在は、『歴史的建築物の…推奨指針』第1部となる「Principles」(原則)の文案が固まりつつあり、続く第2部「Guideline」(指針)の作成が進行中である。99年は、この文案作成の作業がかなりの速度で進む可能性もあり、それに機動的に対応するために、従来にも増して積極的な活動が望まれる。本小委員会の活動に関わる研究会の開催も計画しており、会員諸氏のご参加とご支援をお願いしたい。

以上の活動方針に対して、出席会員から若干の質問があり、これに応じて以下のような補足説明が行われた。

「5. 広報担当」のうち、宗田理事が挙げた「インターネットによる広報活動」と「会員間コミュニケーションの促進手段としての電子メール利用」という問題(情報の電子化)に関して。「これは現在、ICOMOS本部が各国に呼びかけて国際規模で検討している重要課題である。今後は様々なICOMOS関連の情報がインターネットを通じて多角的に発信・受信されるようになる」と、ストックホルムでの国際諮問委員会に出席された印象から、石井委員長は、この件での日本国内委員会の立ち後れを懸念する旨の意見を述べられた。

「6. 庶務担当」・「7. 会計担当」が問題とする財政上の困難に関して。まず宮本理事から「現行会費額の大部分はパリ本部への納入金と会員個人への広報費・通信費等に使われている。したがって、会費を値上げしない限り、会員数を増やしても、財政は好転しない。事務量が増えるので逆に悪化するかもしれない」との補足説明があった。次いで石井委員長から「会費の値上げはなるべく避けたい。当面は出来る範囲で会費外収入を増やす方策を模索したい」との考えが示された。

「9. 第2小委員会」の②の1)で報告された“丸の内倶楽部”に関して。「会員誌8万部を発行する大規模な倶楽部であるが、同倶楽部より会員誌にICOMOSの目的や活動内容に関する記事および募金広告を掲載してはどうかとの打診があった。このような申し出や講座講師の依頼は、国内委員会の継続的な会費外収入につながるの、会員各位のご理解・ご協力を得たい」と羽生主査から補足があった。

「10. 第3小委員会」が対応する国際専門分科委員会ISCARSAHの作成する“PRINCIPLES”に関して。日高主査より「ヨーロッパの石造・レンガ造主体のもとに検討が進められている嫌いがある。日本は傍観するわけにはいかず、木造建築国として、また地震国として積極的にこの検討に関わり、強く意見を主張するべきだと考え、小委員会メンバーの方々とともに努力している」との説明があった。また石井委員長からも、会員諸氏の更なる協力をお願いしたい旨の発言があった。

1999年次活動方針は上記の補足説明・要望等と合わせて異義なく承認された。

(4) 1999年次予算 (1998/12/8-1999/12/7)

1. 繰越金	普通預金 (口座①)	3,354,635円
2. 収入		
	1999年分会費	1,500,000円
	未納分会費	470,000円
	普通預金利息	2,200円
	定期預金利息	45,000円
	出版企画協力等謝金	500,000円
	合 計	2,517,200円
3. 支出		
	ICOMOS本部 (40US\$ ×158 名)	800,000円
	会 議 費 (総会・理事会等)	200,000円
	研究会費	240,000円
	渡航費補助	100,000円
	通 信 費	300,000円
	印 刷 費	300,000円
	事務用品費	80,000円
	事 業 費	2,223,052円
	事務局人件費補助	600,000円
	合 計	4,843,052円
4. 残 高	(繰越金+収入-支出)	1,028,783円
5. 基 金	定期預金 (イコモス研究振興基金)	12,550,000円

上記の予算書が宮本会計担当理事により理事会提案として示され、原案のとおり承認された。審議の過程で同理事より次の2点について特段の説明があった。

①「繰越金」と「支出-事業費」が高額になっているが、これらは公益信託大成建設自然歴史環境基金の助成事業(事業規模 300万円)に関するものであり、1998-99年の特殊事情である。

②その他で例年と比較して特に変化したのは、本部納入会費の額(¥3,200→¥4,800/人)である。この増額は、ICOMOS本部が99年次から、各国会員から徴収する会費を一律ではなく、各国の経済状況に応じて3段階に分ける(ユネスコ等に準ずる)こととし、日本は高額納入国に分類されているためである。

一方、西村本部執行委員から「会費滞納者については、本部納入会費の送金を取り止めてはどうか」「会費滞納者に対して何らかの措置をとるべきではないか」との指摘があった。これに対し石井委員長から「本部へは、一括送金が国内委員会の義務とされているので、除籍手続をとらない限り、全員の分を送らざるを得ない」「滞納者にはたびたび督促状を出しているので、いずれ断乎たる措置をとる方向で、今後の検討課題としたい」との回答があり、了承された。

Ⅲ． 協議

(1) 国際専門分科委員会活動への今後の対応

最初に石井委員長より、議題の主旨について次の通り説明された。

ICOMOS には現在、総数 19 に及ぶ INTERNATIONAL SPECIALIZED SCIENTIFIC COMMITTEE が設置されており、うち 13 の委員会に VOTING MEMBER あるいは ASSOCIATE MEMBER の資格で、わが日本イコモスから選任された計 20 名の方々が参加しておられる。

参加 13 委員会 95 年以前選任 - ① HISTORIC TOWNS AND VILLAGES, ② TRAINING, ③ HISTORIC GARDENS AND SITES, ④ WOOD. 96 年選任 - ⑤ ANALYSIS AND RESTORATION OF STRUCTURES, ⑥ UNDERWATER CULTURAL HERITAGE, ⑦ VERNACULAR ARCHITECTURE, ⑧ EARTHEN STRUCTURES, ⑨ CULTURAL TOURISM. 97 年選任 - ⑩ LEAGAL ISSUES, ⑪ ARCHAEOLOGICAL MANAGEMENT. 98 年選任 - ⑫ PHOTOGRAMMETRY, ⑬ CULTURAL CORRIDORS.

未参加 6 委員会 ① STONE, ② ROCK ART, ③ STAINED GLASS, ④ ECONOMICS OF CONSERVATION, ⑤ WALL PAINTING, ⑥ RISK PREPAREDNESS.

こうした現状を踏まえつつ (1) 日本イコモスの活動と国際委員会の活動とを今後どのように結びつけるべきか、(2) 国際委員会に参加する MEMBER の選任、とりわけ後継メンバーの選任を、今後どのように進めるべきか、等々について建設的なご提言をお聞かせ願いたい。

これにこたえて大河直躬委員が、国内委員会が個々の委員会に対応することは勿論とし、さらに、"ICOMOS STRATEGIC PLAN 1999-2002" の一部として当国内委員会が作成した "TASKS proposed by JAPAN/ICOMOS" において示された文章「As for Committees in Asia and Pacific, the establishment of regional and sub-regional networks combined with periodical meetings must be one of their important tasks in the coming years.」を取り上げられ、アジア・大平洋地域の中で、日本が他の国と協力して地域的組織活動を早急にすべきである。この国際的努力を怠れば今後の国際的討議の中で孤立していくであろう危惧を指摘された。

また後継メンバー選任については、大河氏の参加する専門分科委員会 VERNACULAR ARCHITECTURE では、50 歳代の人々が中心となって活動している例を示された。さらに未参加の 6 委員会の内、「WALL PAINTING」に関して、フレスコ画を中心とし、西洋建築主体なものと考えられがちであるが、日本に限らずアジアにも壁に描かれた彩色画があり、この地域の木造建築の重要な要素として存在するので、積極的に参加しアジアを視野に含めて活動すべきであるとされた。

※ 注記： ICOMOS STRATEGIC PLAN 1999-2002 (次期戦略計画) — MEXICO 総会で採択されれば ICOMOS 活動の基本的方針となるもの。昨年、各国国内委員会は具体的な実践課題 (TASKS) についての提言を求められ、当国内委員会では岡田保良・西村幸夫・益田兼房の 3 氏に原案の執筆を委託し、それをもとに石井委員長が正式の「提案書」"TASKS

proposed by JAPAN-ICOMOS "を作成した (JAPAN ICOMOS INFORMATION 第4期第3号に関連記事掲載)。

日高理事 (ANALYSIS AND RESTORATION OF STRUCTURES) から、それぞれの専門分科委員会に参加されている方々との相互の連絡・協力の必要性が感じられる旨の発言があった。石井委員長はこの発言に対して、さらにその必要性のもとに国内委員会の活動をどのように結びつけるかを協議してほしいと要請された。

上野理事 (HISTORIC TOWNS AND BILLAGES) から、自分が参加している専門分科委員会では孤立した感が否めない。25人のVOTING MEMBERの内、非ヨーロッパは1人だけである。討論の枠組みおよび内容が噛み合わない。そのような現状では国内委員会の活動をどのように結びつけるべきかの発案は難しいとの発言。これに対し上野理事の代理で98年の同委員会に出席した宗田理事は、98年の委員会では特に東ヨーロッパの参加者が多かったが、アフリカやインドの参加者もいて、内部的には広範な地域からの参加者を今後募っていく動きが感じられた旨の補足があった。

石井委員長は、国際専門分科委員会にVOTING MEMBERが1人で参加するのではなく、後継予定者を含め、分科委員会の中での日本国内委員会の継続的な活動を目指す意味で、できれば複数のAssociate MEMBERの参加が望ましく、さらにはそれらの参加者が中心となった国内での国際専門分科委員会に対応する活動が志向されれば望ましいと発言。大河委員が基本的に賛成された。

杉尾邦江委員 (新設のCULTURAL CORRIDORS) は、委員会自体の目的を把握するのが難しく、参加する姿勢として、自身が自国の文化遺産に対して如何なる貢献ができるかが問われる。また1人で委員会に臨むのは難しく、Associate MEMBERの参加、国内での関連した研究活動の発足が望ましい旨の発言をされた。

これに関連して、未参加の分科委員会のひとつである"STONE" に対する対応の可否が石井委員長より問われ、宮本理事が東京国立文化財研究所に於ては材質の保存、劣化等の研究は行っているが、モニュメントの構築という観点からの研究はなく、国内でも伝統技術そのものは残っているがこの分野の学術研究者はいないと答えられた。

最後に石井委員長は、今後の国際専門分科委員会活動に積極的に対応すべく、計画的に若い世代の複数的関与化を行っていきたいと結論された。

(2) 日本イコモスの組織に関する中長期的課題

初めに石井委員長より議題の主旨が以下のように説明された。

3年に1度の役員改選期を迎えていた今年の総会では、前任理事会からの提案という形で、次のような短期的方針を示して、ご了承を得た。

会員数・会員構成 (a) 世界88カ国にある各国内委員会の現況に照らせば、日本イコモスの現会員数は (97年登録・140名) はおおむね適性である。(b) 事務局の態勢が確立するまで、急激な増員は難しい。(c) 当面 (97-98両年中)、現会員数の2割を最大限度として新会員を迎え入れる。(d) 入会希望者を推薦するにあたっては、ICOMOS本来の国際的諸活動を重視し、これまで手薄であった専門分野・職業分野に属する意欲的な人材を優先するように務める。

98年以降の事務局 (a) 従前どおり渡辺保弘氏にお引受け願ひ、同氏主宰の「文化財工学研究所」内に置く。(b) 総会の承認を得て、規約上の制限にかかわらず、同氏を理事として再任する。(c) 事務局への負担を軽減すべく、委員長・全理事による会務の分担処理をいっそう徹底する。(d) 会費外収入の獲得に務め、それによって可能なかぎり、年次予算の中に事務局人件費の一部を計上する。

また、中長期的方針についても、昨年の総会では時間不足で議論を尽くせなかったとはいえ、「日本イコモスの将来」と題して、以下のような問題提起を行った。

- 会 員 - 会員数の増加は望ましいか。 - 入会希望・推薦・入会承認のルールをどうするか。 - 団体会員、維持会員 (= 賛助会員) は可能か。
- 財 政 - 会費は値上げできるか。 - 会費外収入を確保する望ましい方法は何か。 - 活動経費個人負担の原則は貫けるか。
- 事務局 - 2001年以降、事務局を何処に置くか。 - 誰が管理運営の責任を負うか。 - 経費をどうするか。

今年次の理事会 (拡大理事会) ではこの問題について継続審議を続けてきた。その概要はINFOMATION 誌 1 ~ 4 号で紹介してきた通りであるが、ご出席の方々から忌憚のないご意見を伺いたい。

こう述べたあと、委員長は諸外国における国内委員会の実情について資料を示しつつ若干の解説を加えた。

会員数：もっとも大規模なフランスは個人会員561、団体会員37。第2はUSAで個人489、団体15。USAではINDIVIDUAL;\$65, STUDENT;\$30, LIBRALY; \$60, INSTITUTION;\$300, CORPORATE/DONOR;\$500と5種類の会員・会費が設けられており、拡大志向の体制が取られている。ICOMOS本部に登録されているのは恐らくINDIVIDUALとINSTITUTIONのみで、他は本部からの直接的なサービスは受けられず、US/ICOMOSから間接的に本部の情報に接することが可能なものと思われ、常勤職員3~4名を擁する強力な事務局がこれを実現している。

西村幸夫本部執行委員；この問題は総会では即座に議論できる内容のものではなく、理事会で原案をまず作るべきではないか。

上野理事；会費未納会員について、本部登録を抹消することが出来るか。市民講座に協力するだけでなく、イコモス国内委員会が主催・企画する市民講座を開設して会費外収入とすることは許されないか。

石井委員長；イコモスの会員規約によれば、国内委員会への入会をもって (国際) イコモス会員と見なすとある。したがって退会も同じ手順に従わなければならない。本部への会費の納入は国内委員会として一括送金することになっている。US/ICOMOSの場合は相当数の非本部登録会員が存在するようだが、それは正規でく黙認というかたちで処理されているらしい。オーストラリアICOMOSでもほぼ同様であると当事者から聞いた。私自身の意見を言えば、個人会員主義・ボランティア主義に徹している日本ICOMOSの現状はかなり好ましいものと思う。US/ICOMOSのように大きな組織にして時には事務局の独断専行を許しているように推察される状態は、いかがなものか。活発で精力的な事務局の確立は望ましいが、事務局が国内委員会を経営する主体になったら本末転倒である。

堀内清治委員；会費の問題に対して、US/ICOMOS の様な考え方も取り入れていくべきではないか。本部に全ての会員を登録し、納入会費の半分が本部に徴収される現状で国内委員会の運営が成り立てばよいが。また、すべて自発的なボランティアとして貢献するという精神は評価されるべきものだが、それがいつまで続けられるものか心配される。海外に見られる、運営上の妥協の産物として編み出された本部未登録という対応法は、必ずしも良い方法とは思われないが、日本イコモスも妥協点を模索し導入を検討すべきものではないかと考えながら協議をお聞きしている。

高瀬静昭委員；JIA（日本建築家協会）は現在6,000人の会員規模に成っている。その規模組織の役員として関与する活動の負担は過大で、発展的な活動を行うと、その活動が継続的に強いられるものとなる。日本イコモスは現状の小規模な人数で現状の様な活動を続けられるのが望ましい。むしろ規模の拡大を志向するより、他の様々な団体・組織と連携・協力して活動・事業を行うことが望ましいものとする。

ストレイコ.K 委員；各国の団体会員の状況について、資料（本部納入会費の単価を20US\$,30US\$,40US\$ に区分したICOMOS加盟国98か国の一覧表）を見ると、最高額納入国に分類された21か国の内、団体会員が登録されていない国は日本を含める6か国である。これには何か特別な理由があるか。

石井委員長；日本イコモスは規約で個人会員の他に団体会員と賛助会員を設けている。賛助会員はこの資料がいう団体会員 (INSTIT. MEMBERS) と同一でなく、経済的な寄与が期待される個人会員・団体会員 (SUSTAINING MEMBERS) をいう。団体会員に関しては過去20年間にわたって議論され、実際に勧誘も行ったが、いまだ実現していない。むしろ入会後の利益は何かと問われることが多く、現状の非政府中立・ボランティア活動に弊害をきたす恐れもある。また本部に登録する場合の本部納入会費も1.050フラン（約2万3千円）と高額である。したがって経済上の寄与も既定の会費額（3万円）ではそれほど期待できず、現在のところ積極的な勧誘は行っていない。

ストレイコ.K 委員；平均額(個人30US\$)納入国のハンガリーは46団体が登録されているが、これらの団体はどのようなメリットがあるとお考えか。

石井委員長；社会主義体制以来の組織的登録と思われる。COMMITTEEは元来、各界の代表を集めた委員会を意味し、大国である中国イコモスもわずか6人で組織されている。ハンガリーはICOMOS創設以来たいへん熱心な国なので、個人のみならず国内組織を広く集合した国内委員会ではないかと推察される。

河野俊行委員；国内委員会として、現在世界遺産関係の事業協力を企業に対して行っているが、事業協力する相手に賛助（団体）会員に、少なくとも協同作業中、なってもらうのはどうか。そのようにすれば、会員になることの利を説いて勧誘し不自然に拘束されることもないのではないか。また後継者育成を念頭に置いて、学生会員を設けるという可能性を検討してよいと思う。

田畑貞寿委員；現行の石井体制でもう少しの間頑張っていたきたい。また慎重審議して優良会員を増やすことに努めてほしい。NGOという性格上、ここで協議したことを踏まえてどのような組織化を考えるか模索すべきである。

以上、出席委員の全員が一通り発言し、総会は終了した。

（総会報告 渡辺保弘・石井 昭）

研究会報告

「文化遺産憲章を考える」

稲葉 信子

昨年12月12日、1998年次総会に続いて標記研究会が開催されました。この研究会は、日本イコモス国内委員会の1998年次主要事業の一つである「海外の文化遺産の保護に関する憲章等の研究と日本での憲章作成の検討」（公益信託大成建設自然歴史環境基金助成事業）をめぐって開催されたもので、30名の参加を得て、熱心な討論が行われました。以下その概要を報告いたします。

プログラム

第一部	講演	既存の文化遺産憲章の特徴と問題点 日本の文化遺産憲章検討上の課題 法と憲章	益田兼房氏 稲垣栄三氏 河野俊行氏
第二部	討論		

講演：

まず第一部の講演において、憲章等研究小委員会の主査である益田兼房氏より、唯一日本で憲章を制定している町並み保存の分野での住民憲章、その成立の背景や歴史的意義などについて報告がありました。益田氏はまた、文化庁で国際関係の事業を長くみてこられた経験から、文化遺産の分野での国際交流が進展して多くの日本人技術者が海外の遺産の修理現場に出かけている現在、とりわけその技術面でのトラブルを起こして国際問題とにならないよう、技術的なレベルを確保するための憲章が必要とされていることを指摘されました。またアジアにおける動向として、中国がオーストラリアの協力を得て憲章を作成しようとしていること、韓国政府が一般市民のための文化遺産憲章を作成し、告示したことなども報告されました。

稲垣栄三氏は、憲章等研究小委員会の顧問として、委員会が行っている翻訳作業につきアドバイスをいただくとともに、憲章の具体的な検討に関しては益田主査と共に中心的な活動をしておられます。稲垣氏は、国別の憲章はその国の文化遺産を全体的に把握したものでなければならないとした上で、そのために必要となる建造物、考古学的遺跡、庭園などの領域別の日本の固有性を明確にする作業として、まず建造物の保存に範囲を限定して、日本の伝統的な修理方法と日本近代の文化財建造物保存方法の両面から、復原や解体修理の是非にも踏み込んで現状分析と問題点の把握を行われました。稲垣氏はこれを15項目からなる文書としてまとめられて参加者に配られましたが、これは今後の検討作業の基礎となる貴重な資料として、第二部ではこれをもとに討論がはずみました。

河野俊行氏は、国際法がご専門で、イコモス Legal Issues 国際委員会の委員を務めておられます。河野氏は、現在憲章等研究小委員会が翻訳を進めているイコモス、ユネスコ、欧州審議会の諸憲章について、主体が民間か、国際機関か、行政機関か、また内容が条約か、行政機関の通達か、意見表明文書かなどによる拘束力や義務性などの違いについて比較分析され、今回の研究対象となっている諸憲章が、法、ソフトロー、私的合意文書に大別されることを示されました。またイコモスのような民間団体の私的合意文書が法となり得るか否かについては、国際取引の円滑化のために活動している非政府間国際組織である国際商業会議所の成果であるインコタームズ（International Commercial Terms）が法的強制力なしに事実上国際売買用語として使われ、世界標準となっていることなどを参考として示されました。また文書が例えば工事契約などの中に取り入れられるようになれば、法律でなくてもある程度の拘束力を持つことができることなども指摘されました。見慣れているはずの文化遺産憲章も法律面から分析すると社会とのつながりなどまた新たな側面が見えて、大変興味深くお話を伺うことができました。

討論：

第二部の討論においては、日本においてこれから作成されようとしている文化遺産憲章がめざすべき方向について、主に以下の点について熱心な意見交換が行われました。

憲章とは：

- － 憲章という言葉は英語では charter であるが、同じ charter でも国連憲章のように国際法として法的拘束力を持つ憲章から、イコモスのような民間団体の合意文書まで様々である。
- － 新たに作成される憲章は、どのあたりをねらっているのか。
- － 文化遺産の分野でのこの種の文書は、憲章とは呼んでいても法典というよりは、内容的には関係者が共有する倫理規定 (Code of ethics) に近い。
- － 関係者が守るべき規範を法律で規制するか、あるいはガイドラインで規制するかは各々が所属する社会によっても異なる。例えば遺伝子組み替え実験やクローン実験の規制について、欧米では法規制が適当とする意見が多いようであるが、日本では審議会でガイドラインを作成している。ガイドラインでの規制が有効にはたらかない場合の次の手段として法規制がある。
- － 遺産の管理計画や修復工事の契約文書等に記載することで、拘束力を持たせることができる。

何のための憲章か：

- － イコモスでは、慣例的にこの種の文書を doctrine と総称し、例外はあるもののおよそ charter、principle、guideline のカテゴリーの順に、また必要により declaration、statement、recommendation などとして、総論から各論、すなわちベニス憲章に代表されるイコモスの活動の基盤となるような重要な基本理念から個別の分野の技術的な事項まで、各々の段階において必要な文書が作成されてきた。
- － 新たに日本で作成される憲章は、この文化遺産に関する総論から各論のどこをねらおうとしているのか。また誰を対象とするのか。一般の人に広く開かれたものとするのか、あるいはイコモス会員相互の合意文書か。
- － 新しく作成される文書が、憲章というタイトルがふさわしい基本理念を明示したものとなるか、技術的なガイドラインとなるかは、内容とその普及度にかかわってくる。
- － これまでのイコモスの文書は、専門家の集団であるイコモスの会員の間で守るべき倫理的な規範を示すために作成されてきたと認識している。しかし最近作成された文化観光憲章は、賛否両論あるものの、イコモス会員相互というよりはより一般向けに、観光を積極的に取りこんでこれにどのように対処して行こうとする内容となっているなど変化もみられる。
- － 新たに作成する文書は、イコモスの会員のみ合意文書というよりは、一般に広く開かれたものであるべきである。

日本でなぜ憲章が必要か：

- － 国内においては例えば登録文化財制度の成立などは、一般の設計事務所や工務店などが修理に係わるという点で、これまで限られた技術者が修理を行ってきた重要文化財などの修理に比べ、広く一般に向けたガイドラインを作成する意義が生まれ、またその実効性も確保されてくる。
- － 海外においては、定評ある日本の文化財修理の原則について全体的にまとめた文書が必要との要望があり、これはまた海外に出かけて修理に携わる日本人技術者の信頼性を確保する資料となるという点においても有効である。

保存の理念が変化している時代の憲章とは：

- － 文化遺産の概念が多様化し、またこれに伴い修復の理念も揺れ動いている現在は、基本理念をまとめることが難しい時期でもある。
- － 欧州の専門家からも、規範の喪失に対する一種の戸惑いの声が聞こえてきている。
- － 非欧州圏に属し、しかも無形文化財を含む文化財保存について実績を持つ日本への期待は、新たな理念の創出への期待と関係している。

なお研究会に参加された崎谷康文氏より後日、「日本の文化遺産の保存と修復についての基本理念を考える」として、諸外国に向けて日本固有の考え方を分かりやすく提示、説明することの重要性、建造物や史跡、名勝のみならず、民俗文化や無形文化への配慮、無形文化のように変遷するものの価値について考えることの必要性などのご意見が文書にて委員会に寄せられました。

ICOMOS ADVISORY COMMITTEE (1998) 報告

石 井 昭

ICOMOSの規約にもとづき、国内委員会委員長と国際専門分科委員会委員長の全員をもって構成する ADVISORY COMMITTEE (諮問委員会)は、当面の組織問題・活動方針・等について審議し、執行部に対して助言するため、毎年1回、定例会議を開いている。

1998年次の会議は、スウェーデン国内委員会からの招きを受け、首都ストックホルムの市内にある「建築博物館」の講堂を会場として、9月10・11両日にわたって開催された。出席者は、執行部16名(幹部役員7名、執行委員13名—うち4名は諮問委員を兼ねるので実質9名)、諮問委員=議決権者51名(国内委代表43名、国際専門委代表8名)、オブザーヴァー8名、本部事務局員2名、総計77名であった。

議事は委員長 Michael PETZET 氏(ドイツ)の司会によって進められた。審議された事項は甚だ多岐にわたるが、要点のみを示せばおおよそ以下の通りである。

[会長提出議題] Roland SILVA 会長から<13 POINT PLAN>と称する次のような諸計画について報告あるいは提案があり、これらを承認した。

- 1) 国内委員会現況調査。世界98カ国にある NATIONAL COMMITTEE の組織と活動の現況を調査・総括しメキシコ総会に報告する。地域別に4名の副会長が責任を負う。
- 2) 国際専門分科委員会現況調査。現存19種の INTERNATIONAL SCIENTIFIC COMMITTEE についても同様の調査・総括・報告を行なう。1名の副会長が責任を負う。
- 3) 会員名鑑。全会員約5600名の略歴・職業・専門・等を載せた DIRECTORY をメキシコ総会までに完成する。1999年3月末を期限に国内委員会からデータを集める。
- 4) TWENTY BOOKS 続編。メキシコ総会記念出版として、<MONUMENTS AND SITES>を主題とする1国1冊形式の書物を世界4地域・原則各5カ国について作成する。
- 5) 地域協力。アフリカ、アメリカ、アジア-オセアニア、ヨーロッパの4地域において情報のネットワークを拡充する。併せて年次定例会議の開催を検討する。
- 6) インターネット。ICOMOS NEWS, SCIENTIFIC JOURNAL, TWENTY BOOKS をはじめICOMOS の各種刊行物を早急にネットに載せる。US/ICOMOS の人材協力を期待する。
- 7) モニタリング。世界遺産の保存状態監査は条約加盟各国の政府の責任であるが、国際的なレベルにおいて ICOMOS の専門家がこれに協力参加する態勢をつくる。
- 8) 国際記念物遺跡基金。R. SILVA 会長、J. JESSURUN 財務部長、J. L. LUXEN 事務局長に Leo van NISPEN 氏を加えた4氏が中核となり、懸案の募金活動を始める。
- 9) GUARDIANS FUND。オーストラリア、カナダ、エジプト、フランス、日本、サウジアラビア、スリランカ、スウェーデン、アメリカ、イギリス、等が募金する予定。
- 10) 法的地位。各国それぞれの実情に即した形で ICOMOS 国内委員会の法的地位を確立すべく努力する。スリランカでは保存専門家の職能団体として法人化された。
- 11) スtockホルム宣言。国連「人権宣言」50周年に呼応し <RIGHT OF MAN TO CULTURE AND HERITAGE>の宣言をこの議場で採択する。メキシコ総会に再び上程する。
- 12) CULTURAL PROPERTY GUARD。自然保護団体などの例に倣い、緊急に保護を必要とする文化遺産をリスト化して<RED BOOK>をつくる。当面、国ごとに着手する。
- 13) MONUMENTS AND SITES-2000。新世紀を記念して重要文化遺産の総目録を編む。1件ごとに短い解説を付す。可能な国から開始し逐次インターネットに載せる。

[事務局長提出議題] Jean Louis LUXEN 事務局長から次の6件について報告あるいは提案があり、これらを承認した。

- 1) 広報・出版。ICOMOS NEWS は特集記事を組む等の刷新を図る。国内委員会あてに電子メールで送ることを検討する。SCIENTIFIC JOURNAL は刊行回数を増やす。
- 2) PROJECT MANAGEMENT OFFICE。開設早々とはいえ順調に推移している。ICOMOS に収益をもたらすよう努力したい。呼び掛けに対応できるパートナーを募集する。
- 3) <THE WISE USE OF HERITAGE>。社会開発と雇用拡大の有効な施策として、このテーマを世界銀行なども重視している。メキシコ総会での活発な議論を期待しよう。
- 4) 世界遺産。1999年の申請数は文化遺産64件、複合遺産9件に達し、未曾有の多さである。審査実施にあたり国内委員会・国際専門委員会の一層の協力をお願いする。

- 5) 本部事務長。DIRECTOR が空席の状態です事務遂行に支障を生じている。1998年内に後任人事を終えたい。適任者の推薦と人件費の助成を有志国内委にお願いする。
- 6) 来年次会議日程。1999/03/28 幹部会、03/29~04/01 執行委（パリ）、06/14~17 幹部会（コスタリカ）、10/14 幹部会、10/15 執行委、10/16 諮問委（メキシコ）。

〔財務部長提出議題〕 Jan JESSURUN 財務部長から以下の4件について報告あるいは提案があり、これらを承認した。

- 1) 1998年次会計。報告時点で 93,970 FF(仏フラン)の赤字が見込まれる。助成金の減少と会費の滞納が主な理由である。滞納解消については当該国の努力を待つ。
- 2) 1999年次予算。当初案で 135,000 FF 赤字。次項に挙げる会費改定案が承認されれば好転するが、事務長人事があるので、次回執行委員会に補正予算案を提出する。
- 3) 会費改定。本部納入個人会費を国情に即して3カテゴリーに分け、低所得国 110 FF、中所得国 165 FF、高所得国 220 FF とする。1999年次から実施に移す。
- 4) 会費外収入。報告時点で決定しているのは世界遺産候補審査契約のみである。ユネスコ、フランス政府、パリ市、その他からの助成金について引き続き交渉する。

〔国内委・国際専門委提出議題〕 本部事務局を介して国内委・国際専門委から提出された議題とそれらの審議結果は次の通りであった。

- 1) 憲章等。VERNACULAR, TOURISM, WOOD, STRUCTURES の各専門委から 総会上程を期して草案が提出された。前3者は承認。後1者は手続等に不備があり保留とした。
- 2) 国際専門委員会の新設。CULTURAL CORRIDORS (スペイン提案) 承認。SHARED HERITAGE (オランダ、スリランカほか提案) 承認。20TH CENTURY ARCHITECTURE (メキシコ提案) と INDUSTRIAL ARCHITECTURE (メキシコ提案) 保留・継続審議。
- 3) 危機直面文化遺産の告知。ジンバブエの DONBOSHAVA ROCK ART SITE (同国内委) 了承。ブルガリアの SVETI DIMITRI CHURCH 他8件 (同国内委) 了承。
- 4) 保存技術論文の刊行。委員長 M. PETZET 氏 (ドイツ国内委) より、ICOMOS本来の使命として Working Papers on Practical Conservation Issues の刊行を促進したい旨の提言があり、これを了承。今後 SCIENTIFIC JOURNAL の編集に反映させる。
- 5) ICOMOS規約・運営諸規則の再検討。ソフィア総会 (1996年) で採択されたにもかかわらず放置されている標記の課題 (スペインなど24カ国の国内委による共同提案) について注意が喚起された。審議の結果、再検討を要する事項は、国際専門委の任務、役員選挙の手続、公用語としてのスペイン語の処遇、等々8件であることを確認し、必要な作業を AD HOC COMMITTEE に委ねることとした。

〔第12回ICOMOS総会関連議題〕 1999年10月17日から23日までメキシコにおいて第12回総会が開催される。これに関連して次の3件を審議し決定した。

- 1) ICOMOS STRATEGIC PLAN 1999-2002 (次期戦略計画)。執行部内の小委員会の責任で最終草案の完成を急ぐ。国内委・国際専門委に送付のうえ、総会に上程する。
- 2) 役員・執行委員立候補者。所属国内委の推薦を得て諮問委開催当日までに届出を終えた者は下記の通りであった。これを一括承認した。
 会長候補= Sherban Cantacuzino (イギリス), Michael Petzet (ドイツ), Maria Rosa Suarez Inclan Ducassi (スペイン). 事務局長候補= Jean-Louis Luxen (ベルギー). 財務部長候補= Abdel Aziz Daoulatli (チュニジア), Leo van Nispen (オランダ). 副会長 (定員5) 候補= Sheridan Burke (オーストラリア), Saleh Lamei (エジプト), Dawson Munjeri (ジンバブエ), Carlos Pernaut (アルゼンチン), Esteban Prieto (ドミニカ), Christian Schmuckle Mollard (フランス), Ann Webster Smith (アメリカ), Gamini Wijesuriya (スリランカ). 執行委員 (定員12) 候補= Nikos Agriantonis (ギリシア), Maria Arias Incolla (アルゼンチン), Ray Bondin (マルタ), Dinu Bumbaru (カナダ), Jose Corea (ペルー), Tamas Fejerdy (ハンガリー), Todor Kretev (ブルガリア), Francisco Lopez Morales (メキシコ), Carlos Mesen (コスタリカ), Yukio Nishimura (日本), Krzysztof Pawlowski (ポーランド), Rodolfo Ulloa Vergata (コロンビア), Axel Mykleby (ノルウェー).
- 3) 今後の総会開催地。第13回 (2002年) はすでにジンバブエが、第14回 (2005年) はこのほど中国が、それぞれ招致する旨を声明した。これをメキシコ総会に諮る。

第12回 ICOMOS 総会（メキシコ、1999年10月）に上程される「文化観光憲章」は、2年以上に及ぶ起草過程を経て、昨年末、ようやく最終案（第8次草案）が完成した。その全文を本誌（次ページ以下）に収載する一方、この機会に「文化観光国際専門委員会」の近況 - 過去1年間の活動状況 - について報告しよう。

〔文化観光憲章・草案〕 昨年（1998年）4月、憲章の第6次草案（英語・仏語・西語）がまとまった段階で、当委員会は ICOMOS に属する全ての国内委員会・国際専門委員会に対してそれを送付し、内容の検討とコメントの提出を求めた。また幾つかの関連団体、たとえば UNESCO, WORLD TOURISM ORGANIZATION, EUROPEAN TRAVEL COMMISSION 等に対しても、ほぼ同様の要請を行なった。日本イコモスでは、本誌の第2号に草案を、次いで第3号に拡大理事会での検討結果を掲載したので、この段階に関しては大略ご承知のことであろう。コメントの提出期限は7月末日とされていた。私の聞き得た範囲では、計13カ国の国内委、2種の国際専門委、9種の関連団体から応答があり、それらの大多数が、基本的には原案を支持したうえで、何らかの部分的修正を要望するものであったという。寄せられた意見を可能な限り採り込むべく、以後、幹事 Graham BROOKS氏（オーストラリア）が委員長 Hisashi Bill SUGAYA 氏（アメリカ）と協議を重ねつつ 精力的な作業を続け、また US/ICOMOS 事務局の支援も得て、8月末には 第7次草案（英語・仏語）をまとめ上げた。そして、この草案をパリの ICOMOS 本部へ送った。

〔諮問委員会〕 9月10・11両日、ストックホルムで開催された1998年次 ICOMOS 諮問委員会では、文化観光憲章をメキシコ総会に上程することの可否が、議題の一つとして諮られ、委員長 SUGAYA 氏が説明に立った。議長 Michael PETZET 氏（ドイツ）は、当専門委員会の努力を称賛したのち、70余名の出席者に向かい「本件を直ちに可決しよう」と呼び掛けた。議場から一斉に拍手が起こったのは印象的な光景であった。

〔レーロス会議〕 1週間後の9月17・18両日、ノルウェー国内の世界遺産都市レーロスにおいて当委員会の年次会議が開催された。出席者は、委員長、幹事に、Torbjorn EGGEN 氏（ノルウェー）、Nanna CNATTINGIUS 女史（スウェーデン）、Emil R. van BREDERODE 氏（オランダ）、Maria do CEU BAPISTA 女史（ポルトガル）、Elisabrth KOVACS 女史（ハンガリー）と私（日本）を加えた計8人であった。当委員会のメンバーは全30余名、エヴォラにおける一昨年の年次会議の出席者は19名であったことを思えば、いささか淋しいとはいえ、3泊2日の親密な合宿生活もまた悪くはなかった。会議では、第6次・第7次両草案をめぐって活発な討論を交わした。私はかねてからの約束に従い、日本イコモス内部での7月段階の論議について「相異なる観点からさまざまな批判的意見が出た」ことを率直に報告した。また、私自身の持論として「草案は ICOMOS 本来の purview を超えて、多元的・包括的な内容を意図したために、却って問題を生じていないか」「観光事業に対して too friendly で、文化遺産に及ぶ影響を play down しているかにみえる」「ICOMOS 総会で採択する以上、この憲章は ICOMOS の組織および会員を律する norm でなければならぬ」などと述べた。委員長と幹事からはことごとく反論されたが、意外にも、他の出席者からは部分的に賛同する意見も聞かれた。

〔第7次草案〕 第6次に比べ、第7次草案はいっそう多元的・包括的な内容を持つに至った。条文は20カ条から27カ条に増え、タイトルそのものが ICOMOS ... CHARTER から INTERNATIONAL ... CHARTER へと変った。いくぶん反省を込めて言えば、これには二つの根拠があるらしい。第1は、ICOMOS 自体、近年〈WISE USE OF HERITAGE〉を標榜しているごとく、CONSERVATION よりも HERITAGE MANAGEMENT に強い関心向けつつあり、アクティブな会員といえ、保存専門家よりも、むしろ文化遺産と観光事業とを結びつけるプランナーが優勢になってきたという現実である。第2は、BRUSSELS CHARTER (= 1976年にブリュッセルで開かれた国際セミナーの際に ICOMOS を含む18団体が連署した CHARTER OF CULTURAL TOURISM) に対する配慮であり、ゆくゆく他団体の連署を求めて、わが憲章をその改訂版にしようという潜在的な方針である。この方針にはユネスコも賛成している由であるが、現在のところ、成否のほどは明らかでない。

〔第8次草案〕 レーロス会議の結果を踏まえて第7次草案に若干の字句修正を施したが、次ページ以下に示す最終案である。少なくとも英語版に関する限り、このままの形でメキシコ総会に上程されるので、ご精読くだされば幸いである。

December 1998

8th DRAFT, FOR ADOPTION BY ICOMOS GENERAL ASSEMBLY

INTERNATIONAL CULTURAL TOURISM CHARTER MANAGING TOURISM AT PLACES OF HERITAGE SIGNIFICANCE

Introduction

The Charter Ethos

At the broadest level, the natural and cultural heritage belongs to all people. We each have a right and responsibility to understand, appreciate and conserve its universal values.

Heritage is a broad concept and includes the natural as well as the cultural environment. It encompasses landscapes, historic places, sites and built environments, as well as biodiversity, collections, past and continuing cultural practices, knowledge and living experiences. It records and expresses the long processes of historic development, forming the essence of diverse national, regional, indigenous and local identities and is an integral part of modern life. It is a dynamic reference point and positive instrument for growth and change. The particular heritage and collective memory of each locality or community is irreplaceable and an important foundation for development, both now and into the future.

At a time of increasing globalisation, the protection, conservation, interpretation and presentation of the heritage and cultural diversity of any particular place or region is an important challenge for people everywhere. However, management of that heritage, within a framework of internationally recognised and appropriately applied standards, is usually the responsibility of the particular community or custodian group.

A primary objective for managing heritage is to communicate its significance and need for its conservation to its host community and to visitors. Reasonable and well managed physical, intellectual and/or emotive access to heritage and cultural development is both a right and a privilege. It brings with it a duty of respect for the heritage values, interests and equity of the present-day host community, indigenous custodians or owners of historic property and for the landscapes and cultures from which that heritage evolved.

The Dynamic Interaction between Tourism and Cultural Heritage

Domestic and international tourism continues to be among the foremost vehicles for cultural exchange, providing a personal experience, not only of that which has survived from the past, but of the contemporary life and society of others. It is increasingly appreciated as a positive force for natural and cultural conservation. Tourism can capture the economic characteristics of the heritage and harness these for conservation by generating funding, educating the community and influencing policy. It is an essential part of many national and regional economies and can be an important factor in development, when managed successfully.

Tourism itself has become an increasingly complex phenomenon, with political, economic, social, cultural, educational, bio-physical, ecological and aesthetic dimensions. The achievement of a beneficial interaction between the potentially conflicting expectations and aspirations of visitors and host or local communities, presents many challenges and opportunities.

The natural and cultural heritage, diversities and living cultures are major tourism attractions. Excessive or poorly-managed tourism and tourism related development can threaten their physical nature, integrity and significant characteristics. The ecological setting, culture and lifestyles of host communities may also be degraded, along with the visitor's experience of the place.

Tourism should bring benefits to host communities and provide an important means and motivation for them to care for and maintain their heritage and cultural practices. The involvement and co-operation of local and/or indigenous community representatives, conservationists, tourism operators, property owners, policy makers, those preparing national development plans and site managers is necessary to achieve a sustainable tourism industry and enhance the protection of heritage resources for future generations.

ICOMOS, the International Council on Monuments and Sites, as the author of this Charter, other international organisations and the tourism industry, are dedicated to this challenge.

Objectives of the Charter

The Objectives of the International Cultural Tourism Charter are:

- To facilitate and encourage those involved with heritage conservation and management to make the significance of that heritage accessible to the host community and visitors.
- To facilitate and encourage the tourism industry to promote and manage tourism in ways that respect and enhance the heritage and living cultures of host communities.
- To facilitate and encourage a dialogue between conservation interests and the tourism industry about the importance and fragile nature of heritage places, collections and living cultures including the need to achieve a sustainable future for them.
- To encourage those formulating plans and policies to develop detailed, measurable goals and strategies relating to the presentation and interpretation of heritage places and cultural activities, in the context of their preservation and conservation.

In addition,

- The Charter supports wider initiatives by ICOMOS, other international bodies and the tourism industry in maintaining the integrity of heritage management and conservation.
- The Charter encourages the involvement of all those with relevant or at times conflicting interests, responsibilities and obligations to join in achieving its objectives.
- The Charter encourages the formulation of detailed guidelines by interested parties, facilitating the implementation of the Principles to their specific circumstances or the requirements of particular organisations and communities.

Principles of the Cultural Tourism Charter

Principle 1

Since domestic and international tourism is among the foremost vehicles for cultural exchange, conservation should provide responsible and well managed opportunities for members of the host community and visitors to experience and understand that community's heritage and culture at first hand.

1.1

The natural and cultural heritage is a material and spiritual resource, providing a narrative of historical development. It has an important role in modern life and should be made physically, intellectually and/or emotively accessible to the general public. Programmes for the protection and conservation of the physical attributes, intangible aspects, contemporary cultural expressions and broad context, should facilitate an understanding and appreciation of the heritage significance by the host community and the visitor, in an equitable and affordable manner.

1.2

Individual aspects of natural and cultural heritage have differing levels of significance, some with universal values, others of national, regional or local importance. Interpretation programmes should present that significance in a relevant and accessible manner to the host community and the visitor, with appropriate, stimulating and contemporary forms of education, media, technology and personal explanation of historical, environmental and cultural information.

1.3

Interpretation and presentation programmes should facilitate and encourage the high level of public awareness and support necessary for the long term survival of the natural and cultural heritage.

1.4

Interpretation programmes should present the significance of heritage places, traditions and cultural practices within the past experience and present diversities of the area and the host community, including that of minority cultural or linguistic groups. The visitor should always be informed of the differing cultural values that may be ascribed to a particular heritage resource.

Principle 2

The relationship between Heritage Places and Tourism is dynamic and may involve conflicting values. It should be managed in a sustainable way for present and future generations.

2.1

Places of heritage significance have an intrinsic value for all people as an important basis for cultural diversity and social development. The long term protection and conservation of living cultures, heritage places, collections, their physical and ecological integrity and their environmental context, should be an essential component of social, economic, political, legislative, cultural and tourism development policies.

2.2

The interaction between heritage resources or values and tourism is dynamic and ever changing, generating both opportunities and challenges, as well as potential conflicts. Tourism projects, activities and developments should achieve positive outcomes and minimise adverse impacts on the heritage and lifestyles of the host community, while responding to the needs and aspirations of the visitor.

2.3

Conservation, interpretation and tourism development programmes should be based on a comprehensive understanding of the specific, but often complex or conflicting aspects of heritage significance of the particular place. Continuing research and consultation are important to furthering the evolving understanding and appreciation of that significance.

2.4

The retention of the authenticity of heritage places and collections is important. It is an essential element of their cultural significance, as expressed in the physical material, collected memory and intangible traditions that remain from the past. Programmes should present and interpret the authenticity of places and cultural experiences to enhance the appreciation and understanding of that cultural heritage.

2.5

Tourism development and infrastructure projects should take account of the aesthetic, social and cultural dimensions, natural and cultural landscapes, bio-diversity characteristics and the broader visual context of heritage places. Preference should be given to using local materials and take account of local architectural styles or vernacular traditions.

2.6

Before heritage places are promoted or developed for increased tourism, management plans should assess the natural and cultural values of the resource. They should then establish appropriate limits of acceptable change, particularly in relation to the impact of visitor numbers on the physical characteristics, integrity, ecology and biodiversity of the place, local access and transportation systems and the social, economic and cultural well being of the host community. If the likely level of change is unacceptable the development proposal should be modified.

2.7

There should be on-going programmes of evaluation to assess the progressive impacts of tourism activities and development on the particular place or community.

Principle 3

Conservation and Tourism Planning for Heritage Places should ensure that the Visitor Experience will be worthwhile, satisfying and enjoyable.

3.1

Conservation and tourism programmes should present high quality information to optimise the visitor's understanding of the significant heritage characteristics and of the need for their protection, enabling the visitor to enjoy the place in an appropriate manner.

3.2

Visitors should be able to experience the heritage place at their own pace, if they so choose. Specific circulation routes may be necessary to minimise impacts on the integrity and physical fabric of a place, its natural and cultural characteristics.

3.3

Respect for the sanctity of spiritual places, practices and traditions is an important consideration for site managers, visitors, policy makers, planners and tourism operators. Visitors should be encouraged to behave as welcomed guests, respecting the values and lifestyles of the host community, rejecting possible theft or illicit trade in cultural property and conducting themselves in a responsible manner which would generate a renewed welcome, should they return.

3.4

Planning for tourism activities should provide appropriate facilities for the comfort, safety and well being of the visitor, that enhance the enjoyment of the visit but do not adversely impact on the significant features or ecological characteristics.

Principle 4

Host communities and indigenous peoples should be involved in planning for conservation and tourism.

4.1

The rights and interests of the host community, at regional and local levels, property owners and relevant indigenous peoples who may exercise traditional rights or responsibilities over their own land and its significant sites, should be respected. They should be involved in establishing goals, strategies, policies and protocols for the identification, conservation, management, presentation and interpretation of their heritage resources, cultural practices and contemporary cultural expressions, in the tourism context.

4.2

While the heritage of any specific place or region may have a universal dimension, the needs and wishes of some communities or indigenous peoples to restrict or manage physical, spiritual or intellectual access to certain cultural practices, knowledge, beliefs, activities, artefacts or sites should be respected.

Principle 5

Tourism and conservation activities should benefit the host community.

5.1

Policy makers should promote measures for the equitable distribution of the benefits of tourism to be shared across countries or regions, improving the levels of socio-economic development and contributing where necessary to poverty alleviation.

5.2

Conservation management and tourism activities should provide equitable economic, social and cultural benefits to the men and women of the host or local community, at all levels, through education, training and the creation of full time employment opportunities.

5.3

A significant proportion of the revenue specifically derived from tourism programmes to heritage places should be allotted to the protection, conservation and presentation of those places, including their natural and cultural contexts. Where possible, visitors should be advised of this revenue allocation.

5.4

Tourism programmes should encourage the training and employment of guides and site interpreters from the host community to enhance the skills of local people in the presentation and interpretation of their cultural values.

5.5

Heritage interpretation and education programmes among the people of the host community should encourage the involvement of local site interpreters. The programmes should promote a knowledge and respect for their heritage, encouraging the local people to take a direct interest in its care and conservation.

5.6

Conservation management and tourism programmes should include education and training opportunities for policy makers, planners, researchers, designers, architects, interpreters, conservators and tourism operators. Participants should be encouraged to understand and help resolve the at times conflicting issues, opportunities and problems encountered by their colleagues.

Principle 6

Tourism promotion programmes should protect and enhance Natural and Cultural Heritage characteristics.

6.1

Tourism promotion programmes should create realistic expectations and responsibly inform potential visitors of the specific heritage characteristics of a place or host community, thereby encouraging them to behave appropriately.

6.2

Places and collections of heritage significance should be promoted and managed in ways which protect their authenticity and enhance the visitor experience by minimising fluctuations in arrivals and avoiding excessive numbers of visitors at any one time.

6.3

Tourism promotion programmes should provide a wider distribution of benefits and relieve the pressures on more popular places by encouraging visitors to experience the wider cultural and natural heritage characteristics of the region or locality.

6.4

The promotion, distribution and sale of local crafts and other products should provide a reasonable social and economic return to the host community, while ensuring that their cultural integrity is not degraded.

「海外における文化遺産の調査と保存に関する円卓会議」（第3回）報告

岡田 保良／山田 幸正

近年、アジア諸国を中心に多方面から文化遺産保存事業への協力要請が強まりつつあり、ユネスコ日本信託基金をはじめ、それらに注ぎ込まれる資金も、また関係する人材や組織も確実に増えつつある。ところが、これまでそれぞれの事業は孤立的に進められることが多く、当事者間の横のつながりは希薄で、貴重な体験や情報が互いに交換され、蓄積されることはあまり積極的に行われてこなかった。こうした状況に対して、各々の立場を越えて、忌憚ない意見を交わす場として提唱されたのが、この円卓会議であった。第1回会議を1996年11月に行ない、今回がその3回目となった。第1回会議と同様、日本建築学会の建築歴史・意匠委員会と日本イコモス国内委員会との共催で、さる2月5日（金曜日）午後5時から8時まで、東京・芝の建築会館2階会議室で開催された。

プログラム（司会進行：岡田保良／国土館大）

1. 出席者自己紹介

2. 話題提供

三宅理一（芝浦工大）：「海外における歴史的環境保存の諸問題」

西本真一（早稲田大）：データベース「海外建築遺産調査研究活動記録」
について

3. 意見交換

4. 総括 中川 武（早稲田大学／建築学会建築歴史・意匠委員長）

出席者は以下の通りである；（敬称略／五十音順）

石井祐一（外務省国際文化協力室）／伊藤重剛（熊本大）／伊藤延男／稲垣栄三／上野邦一（奈良女子大）／岡田保良（国土館大）／貝塚寛子（外務省国際文化協力室）／片桐正夫（日本大）／川向正人（東京理科大）／佐藤正彦（九州産業大）／重枝豊（日本大）／杉尾邦江（プレック研究所）／ストレイコ（文化女子大）／田原幸夫（日本設計）／崔康勲（法政大）／友田正彦（文化財保存計画協会）／中川武（早稲田大）／中西章（東工大付属工高）／西本真一（早稲田大）／花里利一（田舎見エンジニアリング）／増井正哉（奈良女子大）／益田兼房（文化庁）／増田昌樹（文化庁伝統文化課）／松本修自（東京国立文化財研究所）／三宅理一（芝浦工大）／村松伸（東大生産研）／矢野和之（文化財保存計画協会）／山下王世（筑波大）／山田幸正（都立大）／渡辺勝彦（日本工大）

以上30名

三宅理一氏からは、ユネスコ日本信託基金によるルーマニア・プロボタ修道院の保存修復事業における数々の体験やエピソードを中心に語っていただいた。

1993年秋に予備調査を実施し、その報告書を作成したものの、事業がスタートしたのは、3年後の1996年10月であった。現場が辺境な地であったため、監理事務所が100kmほど離れた主要都市ヤシに開設された経緯をはじめ、社会主義体制崩壊後まもない頃で、政変などで文化省の人事が変動してしまったこと、政治的・宗教的に複雑な綱引きや関係のなかで事業が進められたことなど、テクニカルなこと以外にさまざまな困難があったことが語られた。ひとりのイタリア人専門家がプロジェクト・マネージャーに選任され、保存修復作業は聖堂の外壁や内壁に施された膨大な量のフレスコ画の修復・保存がその中心であった。しかし、建物自体の耐震補強が先決問題となった。1960年代に実施されたコンクリート補強が逆に悪影響を与えている状況があり、フレスコ画を傷めること

なく耐震診断しなくてはならなかった。そのほかにも教会内部および修道院境界壁内部の考古学的発掘も並行的にすすめられた。このプロジェクトは1999年9月に完了された。

引き続き、さまざまな質問があり、活発な意見交換が行われた。なかでも、一定の予算枠のなかでのプロジェクトの終結方法、ユネスコのマネジメントや国内外の専門家の権限とそれら調整、地元業者との対応、日本のプレゼンスの問題など実に多岐にわたった。

西本真一氏からは、昨年度に引き続き今年度も科学研究費研究成果公開促進費の助成を受け、建築学会東洋建築史小委員会が中心となって進めている海外建築遺産に関する調査研究活動記録のデータベース作成の進捗状況が報告された。

1997年6月10日にインターネット上に公開された項目数236件であったものが、その後漸次追加・改訂されて、1998年12月7日時点で583件に達している。アメリカの考古学会（AIA）や建築研究センター（CSA）、ヨーロッパのライデン大学国際アジア研究所（IIAS）など、海外でも同様なデータベース構築は広範囲かつ活発に進められていることも紹介された。対象を差し当たり東洋に限っているのを順次拡大することをめざしていること、写真や図面などの情報も掲載できないか検討していること、英語版を作成することも今後の課題であることなどが述べられた。最後に現在も情報収集を行なっているのも、情報の形式にかかわらず、できるだけ多く寄せていただくよう、東洋建築史小委員会主査の岡田氏より要請があった。

現在、公開されているデータベースが実際にプリントアウトされたものを参照しながら、幾つかの質問や要望があった。参加されていた文化庁伝統文化課の増田氏より、「アジア太平洋地域世界遺産等文化財保護協力推進事業」が平成11年度予算に計上されたことが報告された。事業の内容は①文化財保護関連データベースの構築事業、②文化財保護計画の策定および世界遺産登録申請管理支援事業、③世界遺産に関する国際会議（シンポジウムなど）開催事業である。ユネスコ・アジア文化センター、奈良県、奈良市の協力を得て、こうした事業を行なう事務所が開設されることも併せて紹介された。

また、ユネスコ日本信託基金の担当窓口となっている外務省国際文化協力室の貝塚氏より、当基金が10年目をむかえてすでに17件ほどの事業が実施され、ある一定の実績をあげているとの発言があった。しかし、外務省側にいまだ十分なノウハウがないため、毎回試行錯誤の連続で、各方面から批判を受けている。なかでも、限られた予算で、しかも限られた人材でいかに事業を継続し、あるいは終わせるかの問題、対象地域や物件がときに外交的な配慮によって決められる場合があること、実施された事業が国内的にはいかに透明性を保ち、かつ国際的にはいかに日本のプレゼンスを高めるかなど、今も大きな問題が山積していることなどが述べられた。

総括として、建築学会建築歴史・意匠委員長である中川氏より、こうした意見交換の場は今後も必要であり、継続していきたいとの発言があった。さらに、こうした専門家の集まりとは別に、より幅広く意見を聞ける会「海外文化遺産の保存修復と建築史」（仮題）を本年秋に、建築会館において開催したいという意向が示された。

最後に本会議の準備・運営にご協力いただいた建築学会の関係者諸氏に厚くお礼申し上げます。

事務局日誌

(1998/12/01-1999/01/31)

1998年

- 11/30-12/5 ユネスコ世界遺産委員会第22回会議が国立京都国際会議場で開催され、石井昭委員長・西村幸夫両氏がICOMOS代表団に、また文化庁から益田兼房・稲葉信子・本中 眞の3氏が日本政府代表団に参加。
- 12/04 上記開催中に日本イコモス国内委員会有志（関西在住の宗田好史・上野邦一両理事を含む）が、海外からのICOMOS会員を主とする十数名の出席者を清水寺の修理工事現場や祇園等に案内。
- 12/02 [JAPAN ICOMOS INFORMATION]第4期4号を発行し、会員各位に送付。
- 12/04 宮本長二郎会計担当理事が来局、渡辺保弘事務局担当理事と98年次決算報告および99年次の予算について協議。
- 12/04 世界遺産会議に参加のSPAIN/ICOMOS会長 Maria Rosa SUAREZ-INCLAN DUCASSI氏からの寄贈品<CHATHEDRALS OF SPAIN>(271pages)をスペイン大使館の文化担当参事官を通して受領。
- 12/12 日本イコモス国内委員会98年第5回拡大理事会開催（於学士会館 11:00-12:30）
- 12/12 日本イコモス国内委員会98年次総会開催（於学士会館 1:00-4:30）
- 12/12 日本イコモス国内委員会研究会「海外の文化遺産の保護に関する憲章等の研究と日本での憲章作成の検討」開催（於学士会館 5:00-7:30）
- 12/14 MEXICO/ICOMOSのC.F. MARINI氏より石井委員長宛に、第12回メキシコ総会で改選されるICOMOS会長の選出の件で書簡を受領、委員長が対応。
- 12/14 文化財保護振興財団より99年度の助成金に関する案内（外国人研究者の招致・研究者の海外派遣・研究者の国際会議参加の3種）を受領。
- 12/15 NETHERLAND/ICOMOSのEmil R. van BREDERODE氏より、委員長宛に<CIPA/ICOMOS POLL ON DOCUMENTATION OF MONUMENTS AND SITES>のアンケートを受領。voting memberの西村 康氏に、石井委員長が対応を依頼。
- 12/16 GREECE/ICOMOSよりSeason's Greetingを、また、SRI LANKA/ICOMOSから"On the Eve of 3rd Millennium"と記したSeason's Greetingを受領。
- 12/21 ICOMOS本部（パリ）より、石井委員長宛に、98年9月にストックホルムで開催された諮問委員会の議事録他（SIRC LETTER 19）を受領。
- 12/25 US/ICOMOSより、国際専門分科委員会 International Cultural Tourism作成のCHARTER(8th draft)を受領。
- 12/25 FRANCE/ICOMOSより、bulletin n° 42/43, 1998（フランス語 102pages）を受領。

1999年

- 01/08 US/ICOMOSよりNEWSLETTER No.5 September-October, 1998を受領。
- 01/08 GERMAN/ICOMOSのMichael PETZET氏より、書簡および<Paper from Advisory Committee of ICOMOS>受領、委員長が対応。
- 01/08 ICOMOS NEWS Volume 8, No.3 December 1998 受領。
- 01/08 内閣官房外政審議室・国際文化交流担当室より「アンコール遺跡保存連絡協議会アンケート受領、事務局より回答を送付。
- 01/09 第3小委員会（憲章等研究班）の会合を学士会館で開催（1:30-4:00p.m.）
- 01/11 憲章等の助成事業についての打ち合わせのため、益田兼房小委員会主査が来局、渡辺保弘理事と協議。
- 01/18 ICOMOS会長のRoland SILVA氏より、UNESCO Director Generalの改選をめぐる書簡と推薦候補者のcurriculum vitaeを受領、石井委員長が対応。
- 01/18 BULGARIA/ICOMOSのT. KRESTEV氏より、Season's Greeting受領。
- 01/22 ICOMOS本部（パリ）よりCIRC LETTER 01と98年の名簿資料に基づいた会員カード受領。
- 01/27 US/ICOMOSのSummer Intern Programに応募した学生（2名）の書類に石井委員長の推薦状を添えて、国際 express mail でUS/ICOMOSに送付。
- 01/27 GERMAN/ICOMOSより、<EAST ASIAN AND EUROPEAN LACQUER TECHNIQUES> March 11-13, 於：MUNICHおよび<Polychromy of the Terracotta Army of the First Chinese Emperor Qin Shihuangdi> March 22-28（於西安）の案内受領。

メキシコで開催される第12回ICOMOS総会について

本年（1999年）10月17日から23日までの1週間にわたり、メキシコ国内の4都市（メキシコシティ、モレリア、グアナフアト、グアダハラ）を会場として、第12回ICOMOS総会— GENERAL ASSEMBLY AND SCIENTIFIC SYMPOSIUM —が開催されます。会員の皆さんにはメキシコより案内パンフレットが郵送されていると思いますが、当INFORMATION誌の前号、前々号に引き続いて、総会の日程や参加要領などを再度、掲載します。

日程：1999年10月13日（水）～10月23日（土）
13日（水）～15日（金） ビューロー会議、執行委員会、諮問委員会
16日（土） Mexico city に集合、参加者登録
17日（日） 総会開会式
18日（月） Morelia, Guanajuato, Guadalajaraへ移動。
Morelia, Guanajuato, Mexico city でセッション開始
Guadalajara では翌19日よりセッション開始
19日（火）～21日（木） 4都市にて部門別セッション
22日（金） Guadalajara に集合、総括セッション
23日（土） 総括セッションと閉会式

シンポジウムの共通テーマ：＜THE WISE USE OF HERITAGE＞

会場ごとにサブテーマが設定されます。

Mexico city ; Heritage and Conservation

Guanajuato ; Heritage and Society

Morelia ; Heritage and Territory

Guadalajara ; Heritage and Development

参加要領：申込期限 1999年9月22日／参加会費 一人400US\$

申込み先 Tel/Fax ; +52-5-277-3166/+52-5-272-4128

e-mail ; icomosmex99@compuserve.com.mx

http://www.icomosmexico99.com.mx

郵送 ; Icomos México, Mazatlán No.190, C.P.06140, México D.F.

参加を希望される会員は、必要な手続きを進めるとともに、日本イコモス事務局にもその旨をご一報ください。

（事務局）

西安市陝西歴史博物館／バイエルン州保存事務所／ドイツICOMOS共催 「秦始皇兵馬俑の多色装飾」に関する国際会議について

標記国際会議の案内がドイツICOMOSより日本イコモス事務局に届きました。詳しいことは事務局までお問い合わせください。

日程：1999年5月22日（月）～5月28日（日）

22日（月） The Polychromy of the Terracotta Army of Qin Shihuangdi

23日（火） Antique Polychromy of China and the Occident

24日（水） Imitation of textiles in polychromy/ Chinese polychromies

25日（木）～28日（日） 見学旅行

場所：中華人民共和国・西安市 陝西歴史博物館

組織／連絡先：Bayerisches Landesamt für Denkmalpflege, Hofgraben 4, D80539 München:

Catharina Blaensdorf, Prof. Erwin Emmerling

Tel. +49-89-2114 349 / Fax. +49-89-2114-300

http://www.lrz-muenchen.de/~polychromy

（事務局）

海外のイコモス国内委員会から届いているニュースレター

活発に活動している海外のイコモス国内委員会からは、日本イコモス事務局宛にその活動や話題を満載したニュースレターなどが送られてきています。昨年（1998年）中に送られてきた主なものをご紹介します。

<US/ICOMOS NEWSLETTER>

- No.1, Jan-Feb. 1998 International Conference: Seismic Retrofit and a Disaster at Assisi
No.2, Mar-Apr. 1998 US/ICOMOS International Symposium & Annual Meeting ; Questions of Interpretation: Historic Urban Settlements and Cultural Tourism, Washington, D.C., March 28-29, 1998
No.3, May-Jun. 1998 Getting Ready for Mexico 99
No.4, Jul-Aug. 1998 Cable Car Proposed for Machu Picchu
No.5, Sep-Oct. 1998 US/ICOMOS International Summer Intern Program in Historic Preservation
No.6, Nov-Dec. 1998 Against All Odds: Preserving Old Havana

<AUSTRALIA ICOMOS NEWSLETTER>

- Vol.18, No.2, Jun. 1998 President's column
Vol.18, No.3, Aug. 1998 Members forum & National Heritage Convention
Vol.18, No.4, Nov. 1998 National Heritage Convention (HERCON)

<ICOMOS CANADA BULLETIN>

- MOMENTUM 1997 Twenty Years of Sharing Knowledge

<ICOMOS/JOURNALS OF THE GERMAN NATIONAL COMMITTEE XXVI>
LEGAL STRUCTURES OF PRIVATE SPONSORSHIP: International Seminar on Legal Structures of Private Sponsorship and Participation in the Protection and Maintenance of Monuments; Weimar, Apr.17-19, 1997

<ICOMOS-FRANCE bulletin>

- No.42/43, Nov. 1998 La Sécurité du Patrimoine

(広報担当：山田)

日本建築学会

「第三世界歴史都市・住宅特別研究委員会」の発足について

日本建築学会において、都市計画、農村計画、建築歴史・意匠、建築経済の各委員会からの提案により標記の特別研究委員会が1999年4月より3年間、設置されることが決定しました。以下に、その概要をお知らせします。

- 1) 研究テーマ：国際協力による歴史的都市・住宅の保存および持続的開発
- 2) 研究の目的：
 - i) 第三世界の歴史的都市・住宅の保存および持続的開発に関する計画作成および実施を支援するため、第三世界で利用可能な技法を提案することを企図している。
 - ii) これまでのTop-Down方式ではなく、Bottom-Up方式も取り入れて、Community開発を軸とした計画技法の開発を企図している。
 - iii) 本プロジェクトは国際協力を重視しており、相手国関係者との効果的な共同研究体制につき検討する。
- 3) 研究期間；1999年4月～2002年3月
- 4) 委員長；佐々波秀彦（立命館大学）

(広報担当：山田)

日本イコモス国内委員会・理事会 JAPAN-ICOMOS EXECUTIVE BOARD

President 委員長	石井 昭	Akira ISHII
Trustees 理事	稲葉 信子	Nobuko INABA
	上野 邦一	Kunikazu UENO
	岡田 保良	Yasuyoshi OKADA
	近藤 公夫	Kimio KONDOH
	田中 琢	Migaku TANAKA
	田原 幸夫	Yukio TAHARA
	日高健一郎	Kenichiro HIDAKA
	藤木 良明	Yoshiaki FUJIKI
	藤本 強	Tsuyoshi FUJIMOTO
	前野 まさる	Masaru MAENO
	宮本 長二郎	Nagajiro MIYAMOTO
	宗田 好史	Yoshifumi MUNETA
	安原 啓示	Keiji YASUHARA
	山田 幸正	Yukimasa YAMADA
	渡辺 保弘	Yasuhiro WATANABE
Auditors 監事	石澤 良昭	Yoshiaki ISHIZAWA
	木原 啓吉	Keikichi KIHARA
Advisors 顧問	伊藤 延男	Nobuo ITO
	稲垣 栄三	Eizo INAGAKI
	坪井 清足	Kiyotari TSUBOI

小委員会 WORKING GROUPS

Chiefs 主査	益田 兼房	Kanefusa MASUDA
	羽生 修二	Shuji HANYU
	日高健一郎	Kenichiro HIDAKA

国際諸委員会参加者 REPRESENTATIVES TO INTERNATIONAL COMMITTEES

Executive Committee	西村 幸夫	Yukio NISHIMURA
Advisory Committee	石井 昭	Akira ISHII
Specialized Committee on : Archaeological Management	牛川 喜幸	Yoshiyuki USHIKAWA
Structures	本中 眞	Makoto MOTONAKA
	日高健一郎	Kenichiro HIDAKA
Historic Towns and Villages	坂本 功	Isao SAKAMOTO
	西澤 英和	Hidekazu NISHIZAWA
Underwater Cultural Heritage	上野 邦一	Kunikazu UENO
Training	荒木 伸介	Shinsuke ARAKI
	稲葉 信子	Nobuko INABA
Historic Gardens and Sites	近藤 公夫	Kimio KONDOH
	大河 直躬	Naomi OKAWA
Vernacular Architecture	伊藤 延男	Nobuo ITO
	村上 裕道	Yasumichi MURAKAMI
Wood	松本 修自	Shuji MATSUMOTO
	益田 兼房	Kanefusa MASUDA
Earthen Structures	渡辺 保弘	Yasuhiro WATANABE
	岡田 保良	Yasuyoshi OKADA
Cultural Tourism	石井 昭	Akira ISHII
Legal Issues	河野 俊行	Toshiyuki KONO
Photogrammetry	西村 康	Yasushi NISHIMURA
Cultural Corridors	杉尾 邦江	Kunie SUGIO



JAPAN ICOMOS INFORMATION

Vol. 4, No. 5 5 Mar. 1999

日本イコモス国内委員会 委員長 石井 昭

事務局 担当理事 渡辺保弘 職員 我妻綾子

〒169-0072 東京都新宿区大久保 3-9-5-113 (株)文化財工学研究所 気付

JAPAN-ICOMOS OFFICE

c/o Bunkazai Kougaku Kenkyusho

3-9-5-113 Okubo, Shinjuku-ku, Tokyo 169-0072, Japan

Tel. 03-3200-9355 Fax. 03-3200-9423